

吹田市都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針



2015 - 2024

はじめに

「都市計画マスタープラン」は、自治体が進める都市計画の基本方針であり、長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現にむけての大きな道筋を明らかにするものです。本市では、平成 16 年（2004 年）に「吹田市都市計画マスタープラン」を策定し、都市基盤の整備や地域特性に応じたまちづくりなど、市民生活や産業活動を支える様々な取組を進めてまいりました。

しかし、当初のプラン策定から 10 年が経過し、社会経済情勢や市民のライフスタイル、また、関連する様々な計画や施策の進捗など、本市の都市計画をめぐる状況は大きく変化しています。

とりわけ、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、広域的、複合的な大災害となり、甚大な被害を引き起こしました。本市におきましても、今後想定される南海トラフ巨大地震など、あらゆる災害へのハード・ソフト両面からの備えが喫緊の課題となっています。

また、地球温暖化問題が深刻化する中で、環境負荷のより一層の低減に努め、持続可能なまちづくりを進めていくことが強く求められています。

本市の特徴としましては、成熟した市街地が大部分を占めつつ、地域ごとに異なる魅力を有しているということが挙げられます。今後、地域それぞれの特性を十分に生かしたまちづくりを推進し、市全体としての強みをさらに向上させていく必要があります。

こうした課題を踏まえ、概ね 20 年を計画期間としていた「都市計画マスタープラン」について、中間見直しを行い、改定版を策定いたしました。見直しにあたっては、アンケートやワークショップ、意見募集、説明会などを通じて市民の皆様からのご意見を広くお聴きしながら検討を進め、吹田市都市計画審議会に諮問し、ご答申をいただいたものです。

今後、目標年次である平成 36 年（2024 年）に向け、「暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり」、「誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり」という新たな基本理念のもと、地域の特性を生かしたまちづくりを推進し、より一層魅力ある都市空間の実現をめざしてまいりたいと存じます。

結びに、改定版策定に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、また、ご審議をいただきました都市計画審議会の委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月

吹田市長 井上哲也

目 次

序章	都市計画マスタープランについて	
1	改定にあたって.....	3
2	都市計画マスタープランの概要.....	3
第1章	吹田市の現況	
1	本市の特徴.....	6
2	本市を取り巻く主な動向.....	11
3	市民の意識.....	13
4	まちづくりの課題.....	17
第2章	基本理念と将来像	
1	まちづくりの基本理念.....	19
2	都市空間の将来像.....	20
第3章	まちづくりの方針	
1	土地利用誘導の方針.....	23
2	都市施設整備の方針.....	26
3	市街地整備の方針.....	36
4	災害に強いまちづくり方針.....	38
5	環境まちづくり方針.....	40
6	景観まちづくり方針.....	42
7	安心のまちづくり方針.....	44
8	拠点市街地のまちづくり方針.....	46
9	地域特性を生かしたまちづくり方針.....	50
10	地域別索引図.....	54
終章	都市計画マスタープランの推進	
1	協働によるまちづくり.....	64
2	「地区まちづくり構想」の策定.....	64
3	まちづくりの評価と見直し.....	66

序章 都市計画マスタープランについて

1 改定にあたって

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく都市計画に関する基本的な方針のことをいい、長期的な見通しを持った上で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものです。

本市では、平成 16 年(2004 年)に都市計画マスタープランを策定し、概ね 20 年先の目標年次に向け、都市計画に関する施策を推進してきました。

策定から 10 年が経過する中、社会経済情勢や上位・関連計画、関連する施策の進捗、市民の意識といった本市を取り巻く様々な動向が変化していることから、策定以降生じた新たな課題に対応するため、都市計画マスタープランの中間見直しを行いました。

見直しにあたっては、見やすくわかりやすい計画とするため、施策ごとの圏域や地域特性を踏まえて、施策テーマごとに再構成しました。その際、地域別構想について、7 つのブロック区分が、地域の成り立ちや実際の生活圏域と必ずしも一致しておらず、また、駅周辺や道路・鉄道ネットワークを分断していることなどから、ブロックによる明確な区分に捉われずに表現するため、新たに地域別索引図を作成しました。

あわせて、策定段階では想定が困難な社会経済情勢の変化等への迅速かつ柔軟な対応や、身近な範囲で行われている住民主体のまちづくり活動への支援がこれまで以上に必要となっていることなどから、地区ごとの実情に応じた住民等の発意による構想などを適宜位置づける新たな仕組みとして、「地区まちづくり構想制度」を創設しました。

平成 23 年度(2011 年度)から見直し検討を始め、これまでの進捗状況を検証し、市民アンケートやまちづくりワークショップなどを実施するとともに、都市計画審議会^{*1}の意見を踏まえ、「見直し方針」(平成 26 年(2014 年)2 月策定)に沿って改定を行いました。

2 都市計画マスタープランの概要

(1) 役割

都市計画マスタープランは、「総合計画^{*2}」によるまちづくりを都市計画の面から進めていく上での基本方針であり、以下のような役割があります。

- 市民や事業者、専門家等及び行政など、まちづくりに関わる多様な主体が共有すべき、本市全体の都市空間^{*3}の長期的な目標を示すとともに、まちづくりへの理解と参加を促し、協働によるまちづくりを推進するための指針。
- 都市計画を定める、または変更する際の指針であり、都市計画に関わる様々な施策を横断的一体的に進めるための基本方針。

^{*1} 都市計画審議会

都市計画法に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行うため、都道府県及び市町村に置かれる。本市では条例により、学識経験者、議会の議員、関係行政機関、及び住民で構成されている。

^{*2} 総合計画

市の最上位計画として策定される行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画(自治基本条例第 25 条)。現行の総合計画は、平成 18 年度(2006 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 15 年間で計画期間とする第 3 次総合計画。

^{*3} 都市空間

都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース(道路空間やみどり空間など)に区分される。

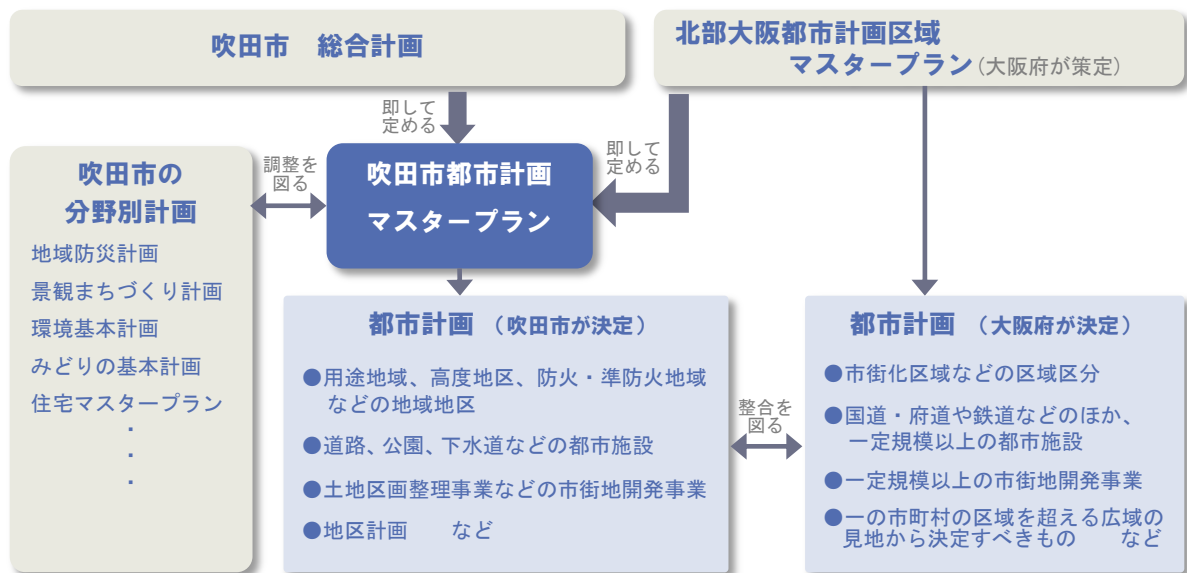
（２）位置づけ

都市計画マスタープランは、本市が最上位計画として策定する「総合計画」と大阪府が広域的な見地から定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{*4}（都市計画区域マスタープラン）」の内容に即して定めます。

都市計画マスタープランの方針に沿って、用途地域^{*5}や地区計画^{*6}、道路、公園、下水道などの都市施設^{*7}、また、土地区画整理事業^{*8}などの市街地開発事業^{*9}など、具体的な都市計画を決定します。

また、「総合計画」や本市が定める他の分野別計画に基づき実施される様々な事業との整合を図るため、「地域防災計画」や「環境基本計画」など関連する分野別計画との調整を図り定めています。

■都市計画マスタープランの位置づけ



（３）目標年次

目標年次は、概ね平成 36 年（2024 年）とします。

^{*4} 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

一体の都市として整備、開発及び保全する区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）をはじめとした都市計画の基本的な方針として定めるもの（都市計画法第 6 条の 2）。本市を含む北部大阪都市計画区域については平成 23 年（2011 年）に大阪府が改定している。

^{*5} 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、地域に応じて建築物の用途や形態等についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

^{*6} 地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民等の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届出が必要になる。

^{*7} 都市施設

道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。

^{*8} 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。

^{*9} 市街地開発事業

既成市街地の機能更新及び健全な市街地形成のための総合的なまちづくり事業。ここでは、土地区画整合法に基づく土地区画整理事業や都市再開発法に基づく市街地再開発事業などをさす。

(4) 構成

序章 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランの概要や改定の趣旨などについて示しています。

第1章 吹田市の現況

本市の特徴や社会経済情勢等の動向、まちづくりに係る施策の進捗状況、市民の意識などを踏まえ、「まちづくりの課題」について整理しています。

第2章 基本理念と将来像

「暮らし」「活力」の2つの観点から、「まちづくりの基本理念」を示すとともに、長期的な目標として本市のめざすべき「都市空間の将来像」を示しています。

第3章 まちづくりの方針

「都市空間の将来像」の実現に向けた、都市計画及び関連施策について、施策テーマ別に「まちづくりの方針」を示しています。

【地域別索引図】

施策テーマ別の方針を一覧できる地域別索引図を示しています。

終章 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランの推進にあたり、協働によるまちづくりの進め方について示すとともに、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応できる新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を示しています。

第1章 吹田市の現況

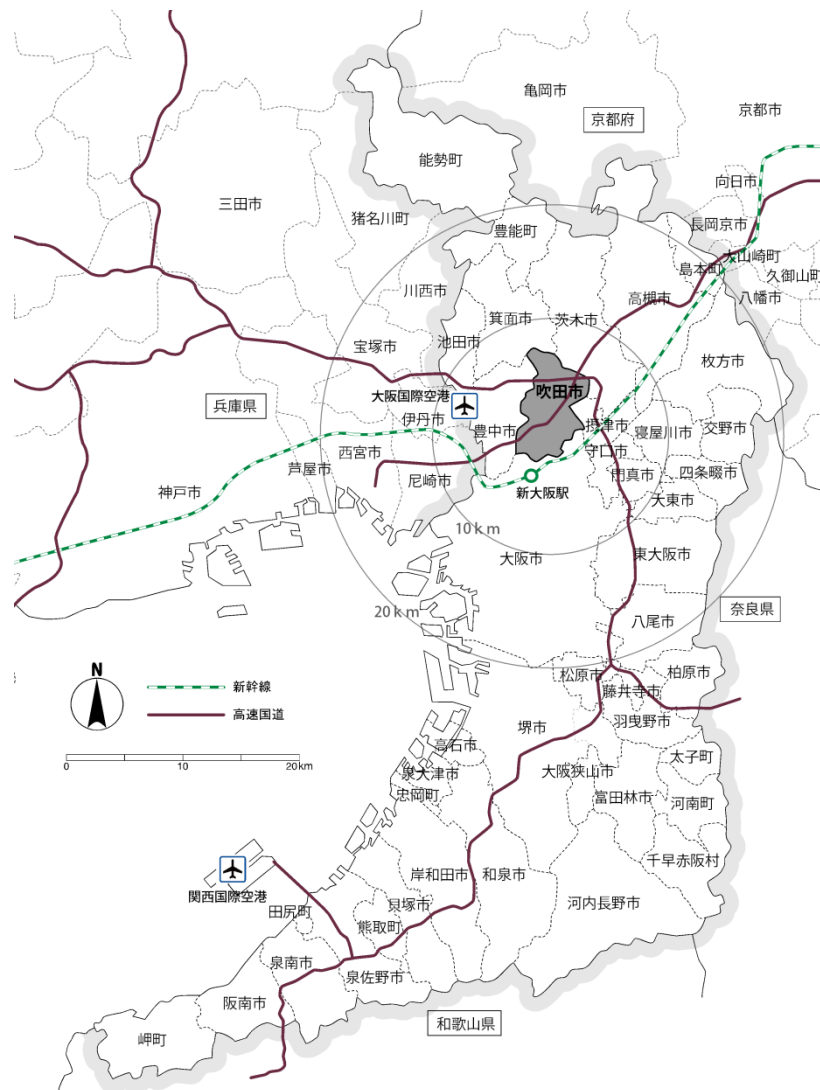
1 本市の特徴

(1) 交通利便性の高い都市

本市は大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接しています。市域北部は北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵、また、南部は安威川、神崎川や淀川をつくる低地からなり、市域面積^{*10}36.09km²に人口約36万人が暮らしています。

市域内には名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から10km圏内には新大阪駅や大阪国際空港が位置し、広域交通の利便性に優れています。また、新御堂筋などの国道をはじめとする幹線道路や、JR 東海道本線、地下鉄御堂筋線、北大阪急行電鉄、阪急千里線・京都線、大阪モノレール、大阪モノレール彩都線（国際文化公園都市線）といった複数の鉄道路線が市内を通り、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との通勤通学など日常の交通利便性にも優れています。

■広域図



^{*10} 市域面積

平成26年(2014年)10月1日現在の市域面積は36.09km²(平成26年全国都道府県市区町村別面積調(平成27年(2015年)3月6日国土地理院公表))。

（２）みどり豊かで都市基盤が整った都市

本市域は、北摂山系を背景とする豊かなみどりと、安威川、神崎川のつくる低地からなり、旧石器時代から人々の生活が営まれ、平安時代初めには、旧吹田が交通の要衝として栄えました。

明治 9 年（1876 年）に大阪・京都間の官営鉄道（現在の JR 東海道本線）が開通し、大阪麦酒会社（現在のアサヒビール㈱）吹田村醸造所の竣工（明治 24 年（1891 年））、北大阪電気鉄道（現在の阪急千里線）十三・千里山間の開通（大正 10 年（1921 年））、吹田操車場の操業開始（大正 12 年（1923 年））など、大阪市の商工業の発展などに伴い市街化が進展してきました。

昭和 15 年（1940 年）には、三島郡吹田町、千里村、岸部村及び豊能郡豊津村の 1 町 3 村が合併し市制を施行し、昭和 28 年（1953 年）に三島郡新田村の一部（下新田）を編入、昭和 30 年（1955 年）には三島郡山田村を編入し、ほぼ現在の市域となりました。

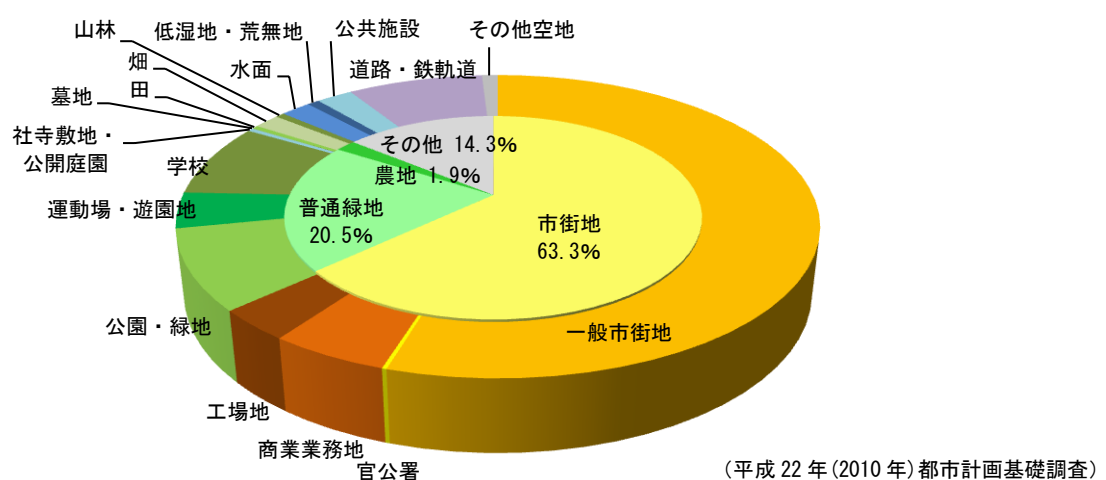
昭和 30 年代の高度経済成長期に入ってから、日本で最初の大規模住宅団地（千里ニュータウン）の建設、昭和 45 年（1970 年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、関連した基盤整備事業と相まって、新御堂筋、大阪中央環状線、中国自動車道、近畿自動車道といった広域幹線道路や鉄道網が整備されました。

その後、市内各所で実施した土地区画整理事業や市街地再開発事業^{*11}などにより、現在は市域のほぼ全域が市街化されましたが、近年では大規模な住宅団地の建替えや企業用地等における土地利用転換など、既成市街地における機能更新が多くみられます。

現在の土地利用の状況は、住宅地や商業・工業地などの市街地が 63.3%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が 20.5%、農地が 1.9%、その他山林・水面・道路・鉄道などが 14.3%（都市計画基礎調査（平成 22 年（2010 年）））となっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められています。

このように、本市域は都市基盤が整った状況にありますが、一方で、古くから保全・継承されてきた山林や河川、農地やため池等のほか、市民によってはぐくまれている住宅地のみどりや、基盤整備事業の中で整備された公園・緑地等により、現在のみどり豊かなまちなみが形成されています。

■土地利用の状況



^{*11} 市街地再開発事業

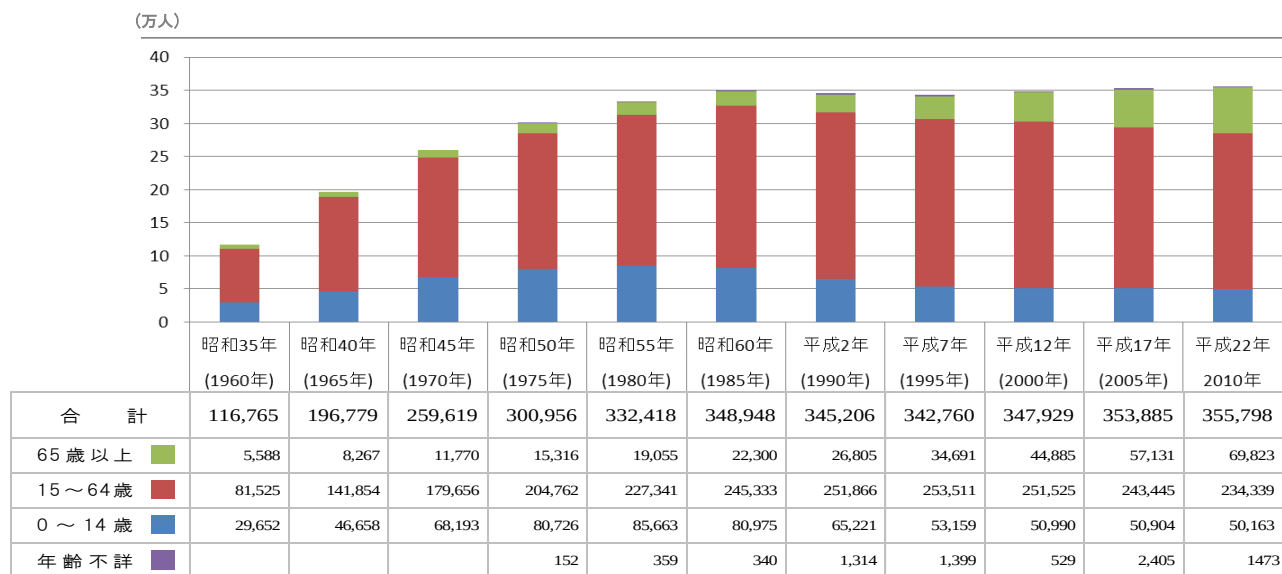
建物の老朽化が進み防災上の課題や市街地の機能低下などの課題がある市街地において、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため都市再開発法に基づいて行う市街地開発事業。

(3) 住宅を中心とした複合型都市

本市の人口は、昭和 30 年代後半（1960 年代前半）から千里ニュータウンの建設や土地区画整理事業等による都市基盤の整備、また折からの高度経済成長の影響を受けて急増しました。昭和 60 年代前半（1980 年代後半）頃まで増加傾向が続き、その後一時的に減少したものの、近年は微増傾向が続き、平成 26 年（2014 年）12 月末現在の人口^{*12}は 36 万人を超えています。

将来人口推計^{*13}については、今後、平成 27 年（2015 年）頃まで微増傾向が続いた後に減少し、また、少子・高齢化の傾向も大きくなると予測されています。

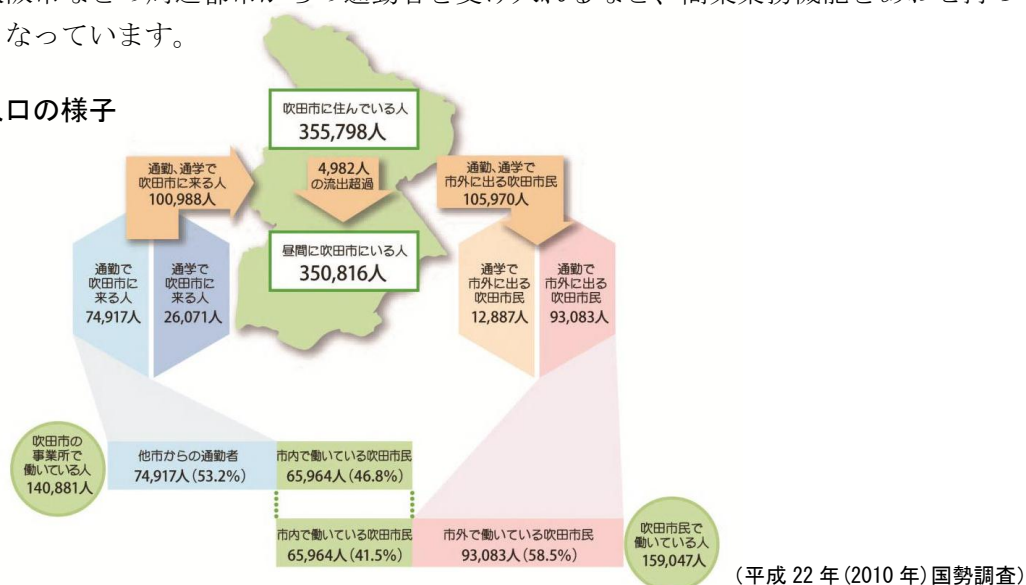
■本市の人口推移



(国勢調査)

本市の流出入人口を見ると、本市に住む就業者の約 6 割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の 5 割以上が他市から通勤しています。このように、本市は、住宅都市としての性格を備えながら、大阪市などの周辺都市からの通勤者を受け入れるなど、商業業務機能をあわせ持った複合型都市となっています。

■流入・流出人口の様子



*12 平成 26 年（2014 年）12 月末現在の人口
住民基本台帳による本市の人口は 362,845 人。

*13 将来人口推計

将来人口推計報告書（吹田市・平成 24 年（2012 年）3 月）による推計。

（４）文化、学術、研究、医療環境が充実した都市

本市には大阪大学及び同医学部附属病院、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館、国立循環器病研究センターといった高度な学術・研究機関や医療機関が多く集積しています。

近年では、吹田操車場跡地において、国立循環器病研究センター、市立吹田市民病院の移転建替えを中心とした医療機関や医療関連企業による医療クラスターの形成に向けた取組を進めており、あわせて関西イノベーション国際戦略総合特区^{*14}や企業立地促進法^{*15}に基づく地域の指定など、産業集積をめざす取組を進めています。

また、万博記念公園など広域的に利用される文化・スポーツ・レクリエーション施設も多く立地しており、これらの施設の集積は、本市の大きな特徴の一つであり、魅力・強みでもあります。

万博記念公園の南側エリアでは、(仮称)吹田市立スタジアムや(仮称)エキスポランド跡地複合施設の建設事業が進んでおり、新たなスポーツ・レクリエーション拠点の形成が見込まれています。



万博記念公園（千里万博公園）



吹田操車場跡地

^{*14} 関西イノベーション国際戦略総合特区

規制緩和や税制優遇により国際競争力の高い産業を育てようと、総合特別区域法に基づき、政府が全国7地域を指定した国際戦略総合特区の一つ。大阪、京都、兵庫3府県と大阪、京都、神戸3市が新エネルギーや医薬品などの製品開発や研究促進を狙い共同申請した。

^{*15} 企業立地促進法

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の略称。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としている。この法律に基づき、地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を都道府県・市町村が策定し、地域の特性・強みを生かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指す。

（５）地域ごとに異なる魅力を有する都市

市域北部では、千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されているとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域西部・南部では、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能が集積しています。

また、水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や、神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

本市の大部分を占める住宅系市街地においては、その地形や成り立ちなどから、地域ごとに違った特性や魅力を持った住環境が形成されています。

このように本市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色をあわせ持っています。



千里ニュータウン



糸田川

2 本市を取り巻く主な動向

(1) 社会経済情勢の主な動向

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に発生した東日本大震災では、想定を超える甚大な被害がもたらされました。今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定されている中、地震だけでなく、津波や火災、局地的大雨、洪水などの様々な災害に対する備えのあり方が問われています。さらに、原子力発電所の事故に端を発するエネルギー需給問題は、全ての市民の生活に関わる大きな問題であり、持続可能な低炭素社会の実現に向けた取組の必要性が強く認識されるようになりました。

平成 24 年(2012 年)12 月 2 日には、中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板落下事故が発生し、道路など様々な公共施設における点検・維持管理の重要性が再認識されました。

経済を取り巻く動向としては、サービス産業の拡大などの産業構造の変化や ICT^{*16}（情報通信技術）の進展などが、生活や産業に変革をもたらしています。特に、ICT については、防災、医療・福祉など様々な分野への活用が期待されています。

万博記念公園南側エリアで建設が進む大規模な集客施設やスポーツ施設の完成後は、これまで以上に国内外から多くの観光客の来訪が予想され、また、本市に立地する大学への海外からの留学生の増加も想定されることから、今後急速にグローバル化が進むものと考えられます。

全国的に人口減少や少子・高齢化の傾向が大きくなると予測されており、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化など市民生活を取り巻く状況は変化しています。こうした中、国において、急速な少子高齢化の進展への対応や人口減少に対する歯止めなど、将来にわたる日本社会の活力維持に向けた取組が進められています。

(2) 上位・関連計画等の主な動向

本市では、「第 3 次総合計画」を平成 18 年(2006 年)に策定し、また、大阪府では、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を平成 23 年(2011 年)に改定しています。

また、東日本大震災をきっかけとして、高齢者や障がい者などの災害時要援護者や女性の視点を踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。

その他、都市計画マスタープランを策定した平成 16 年(2004 年)以降、景観まちづくり計画（平成 19 年(2007 年)）や第 2 次環境基本計画改訂版（平成 26 年(2014 年)）、第 2 次みどりの基本計画（平成 23 年(2011 年)）など、様々な分野別計画の策定や改定を行ってきました。

産業や活力の面からは、新商工振興ビジョン（平成 18 年(2006 年)策定）や産業振興条例（平成 21 年(2009 年)施行）により商工業振興の取組を進めるとともに、吹田操車場跡地などにおいて企業立地促進法に基づく地域指定や総合特別区域法に基づく特区地域の指定など産業集積をめざす取組も進めています。

その他、千里ニュータウン再生指針（平成 19 年(2007 年)）の策定など、地域ごとの特性に応じた様々な取組を進めています。

平成 24 年(2012 年)には、用途地域など主要な都市計画に関する決定権限が大阪府から本市に委譲されたことにより、市の都市計画が担う役割はさらに重要になっています。

^{*16} ICT（Information and Communication Technology）

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。

（３）都市計画に関連する施策の主な動向

本市では都市計画マスタープランに基づき、様々な都市計画に関する施策を進めてきました。主な施策の進捗状況には以下のようなものがあります。

○市街地整備

【吹田操車場跡地のまちづくり】

- ・土地区画整理事業の施行
- ・都市計画道路天道岸部線などの関連道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進



吹田操車場跡地

【千里山駅周辺整備事業】

- ・公的住宅の建て替えとあわせた総合的・一体的な整備
- ・都市計画道路千里山佐井寺線などの道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進



都市計画道路 千里山佐井寺線

【南吹田地域のまちづくり】

- ・新駅設置などのおおさか東線^{*17}の建設工事
- ・都市計画道路南吹田駅前線などの道路や駅前広場等の都市基盤整備の推進



おおさか東線

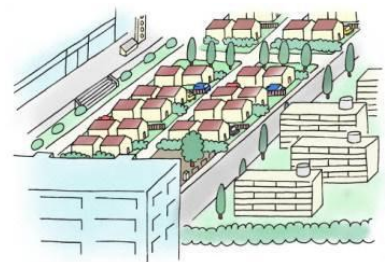
○都市計画道路の整備

- ・千里丘朝日が丘線（吹田市）、豊中岸部線（大阪府）の一部完成
- ・十三高槻線正雀工区・寿町工区（大阪府）の事業の推進

○都市計画の見直し

【土地利用誘導に関する見直し】（平成 23 年（2011 年）3 月実施）

- ・用途地域の変更
- ・高度地区^{*18}の変更（全市的に絶対高さ制限を導入）
- ・特別用途地区^{*19}の指定（江坂駅周辺、万博記念公園）
- ・準防火地域^{*20}の指定拡大



【都市計画施設に関する見直し】（平成 25 年（2013 年）8 月実施）

- ・長期未着手の都市計画道路計 7 路線について都市計画を変更・廃止

○地域の特性に応じたルールづくり

- ・建築物や土地利用に関する制限（地区計画）の策定
- ・地域独自のルールづくりに向けた住民主体のまちづくり活動の広がり

*17 おおさか東線

新大阪駅から久宝寺駅に至る大阪東部を南北に結ぶ約 20.3km の鉄道の新路線。建設主体は大阪外環状鉄道株式会社。平成 20 年（2008 年）3 月に南区間（放出駅～久宝寺駅間）が開業しており、平成 30 年度（2018 年度）末に全線開業予定。

*18 高度地区

市街地の環境の維持、または土地利用の促進を図るために、建築物の高さの最高限度もしくは最低限度を定める、都市計画の地域地区の一種。

*19 特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため定める地区。

*20 防火地域・準防火地域

耐火性の高い建築物を誘導し、市街地の防災性を高めるために定める都市計画の地域地区の一種。防火地域あるいは準防火地域内では一定規模以上の建物は耐火構造にしなければならない。

3 市民の意識

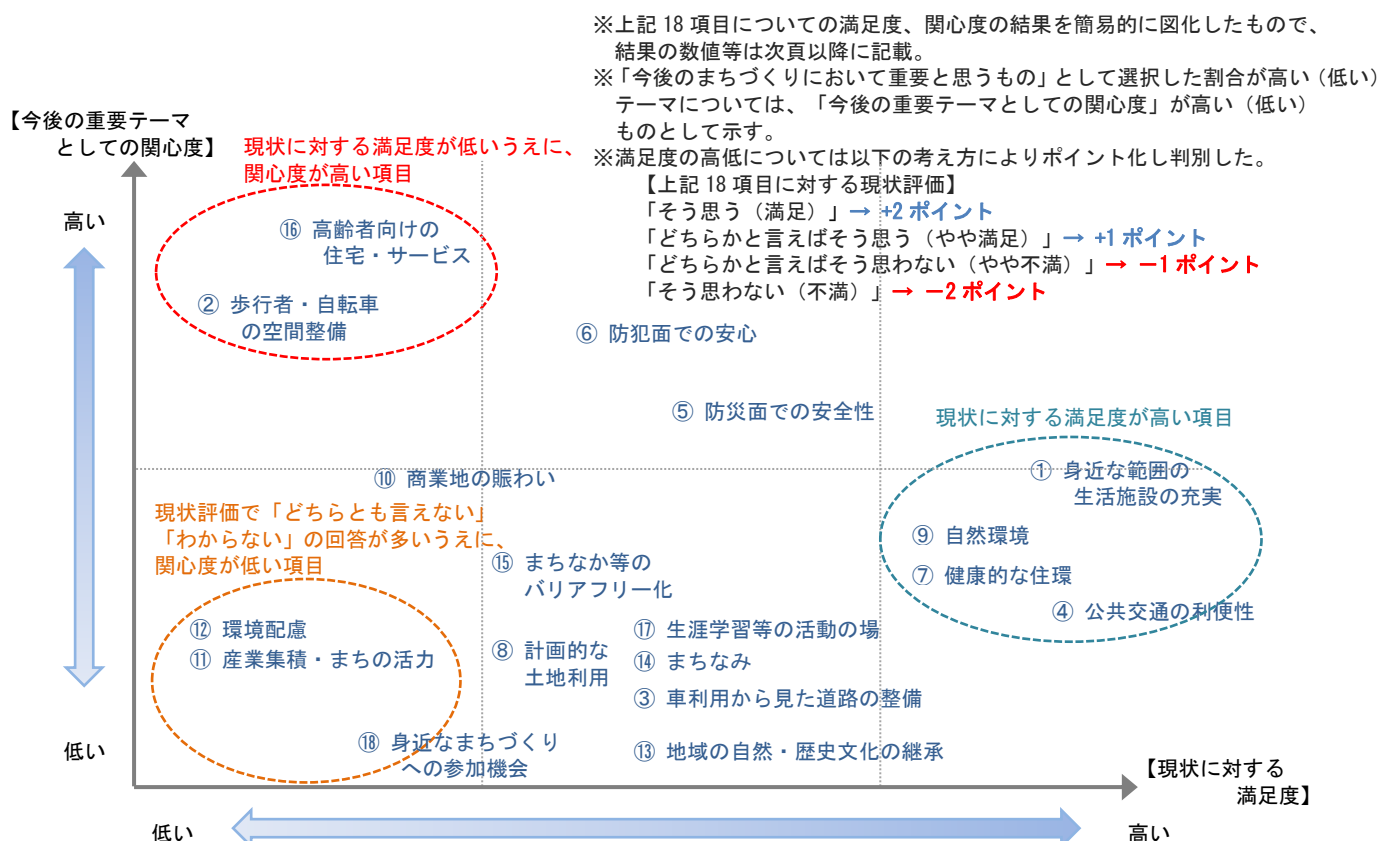
都市計画マスタープラン策定以降の市民意向の変化などを把握するため、平成 24 年(2012 年)10 月にアンケート調査^{*21}を実施しました。調査は 18 歳以上の市民 3,000 名に対し郵送で実施し、1,402 通(46.7%)の回答を得ました。

アンケートでは、まちづくりに関する 18 項目のテーマについて、現状に対する評価と今後重要と思うテーマなどをお聞きしました。

番号	テーマ	番号	テーマ
1	身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している	10	駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある
2	歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている	11	さまざまな産業が集積し、まちに活力がある
3	自動車が快適に利用できる道が整備されている	12	省資源・省エネルギーなど、環境に配慮したまちである
4	鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすい	13	地域の自然や歴史文化が継承され、活用されている
5	地震や風水害に対して安全なまちである	14	良好で魅力あるまちなみが保全・形成されている
6	防犯面で安心できるまちである	15	まちなかや公共施設のバリアフリー化が進んでいる
7	公害や騒音・振動・悪臭などがなく、健康的に暮らせる	16	高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている
8	まちの特性に応じた計画的な土地利用が行われている	17	生涯学習、文化活動、コミュニティ活動の場が充実している
9	公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している	18	身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている

【総括】見直しに向けた今後の重要テーマ

まちづくりの現状評価と今後の重要テーマの回答結果をあわせて見ると、以下のグラフに示すように、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」が、現状に対する満足度が低いうえに、今後の重要テーマとしての関心度が高いことから、今後特に重要なテーマであることが分かります。



*21 アンケート調査

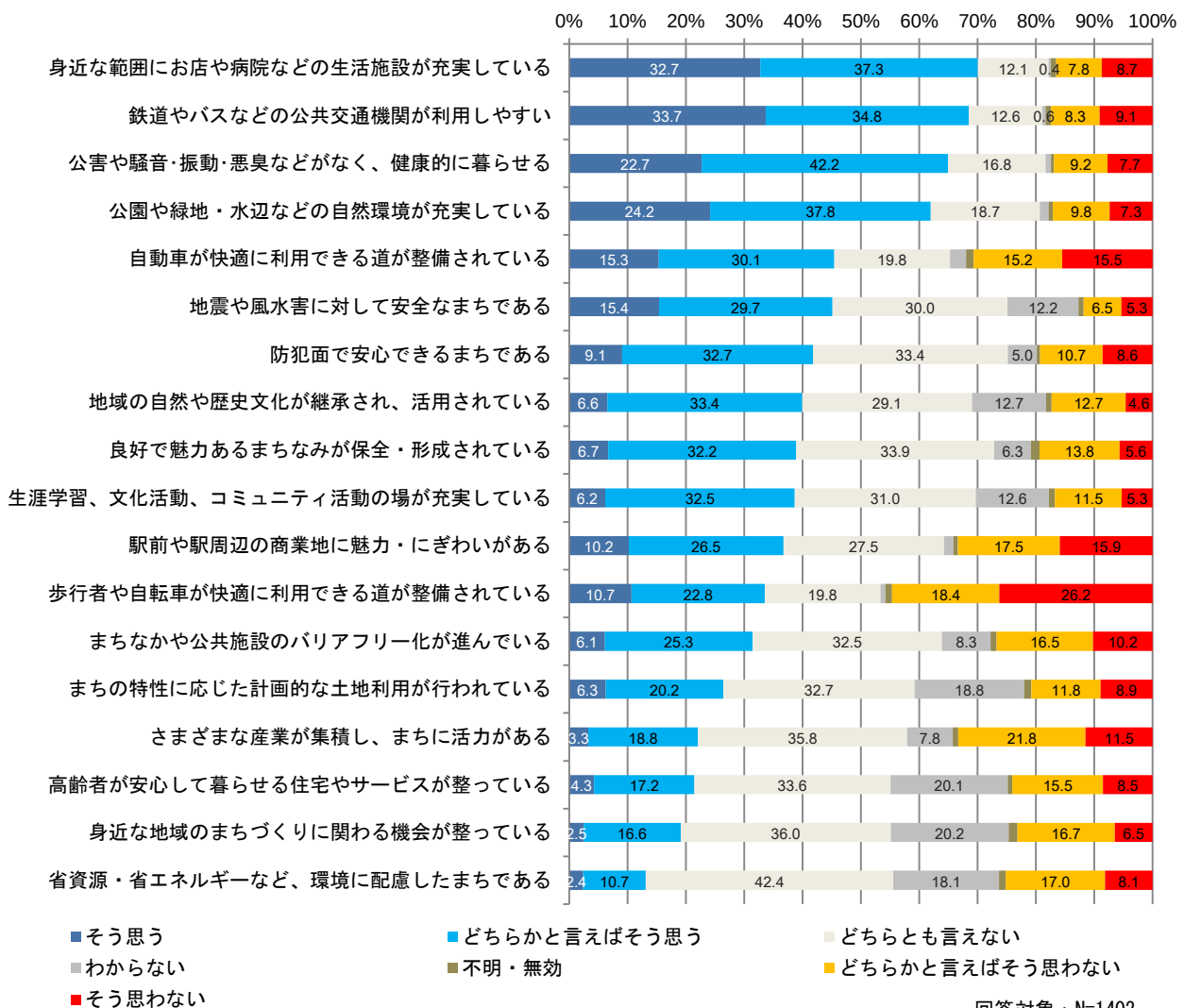
「吹田市都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査結果」(平成 25 年(2013 年)2 月)。

【個別結果】まちの現状に対する評価

「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」、「鉄道やバスなどの公共交通機関が利用しやすい」、「公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している」などの項目で「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答された方が多い結果となっています。一方で、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」などの項目では、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と答えた方が多くなっています。

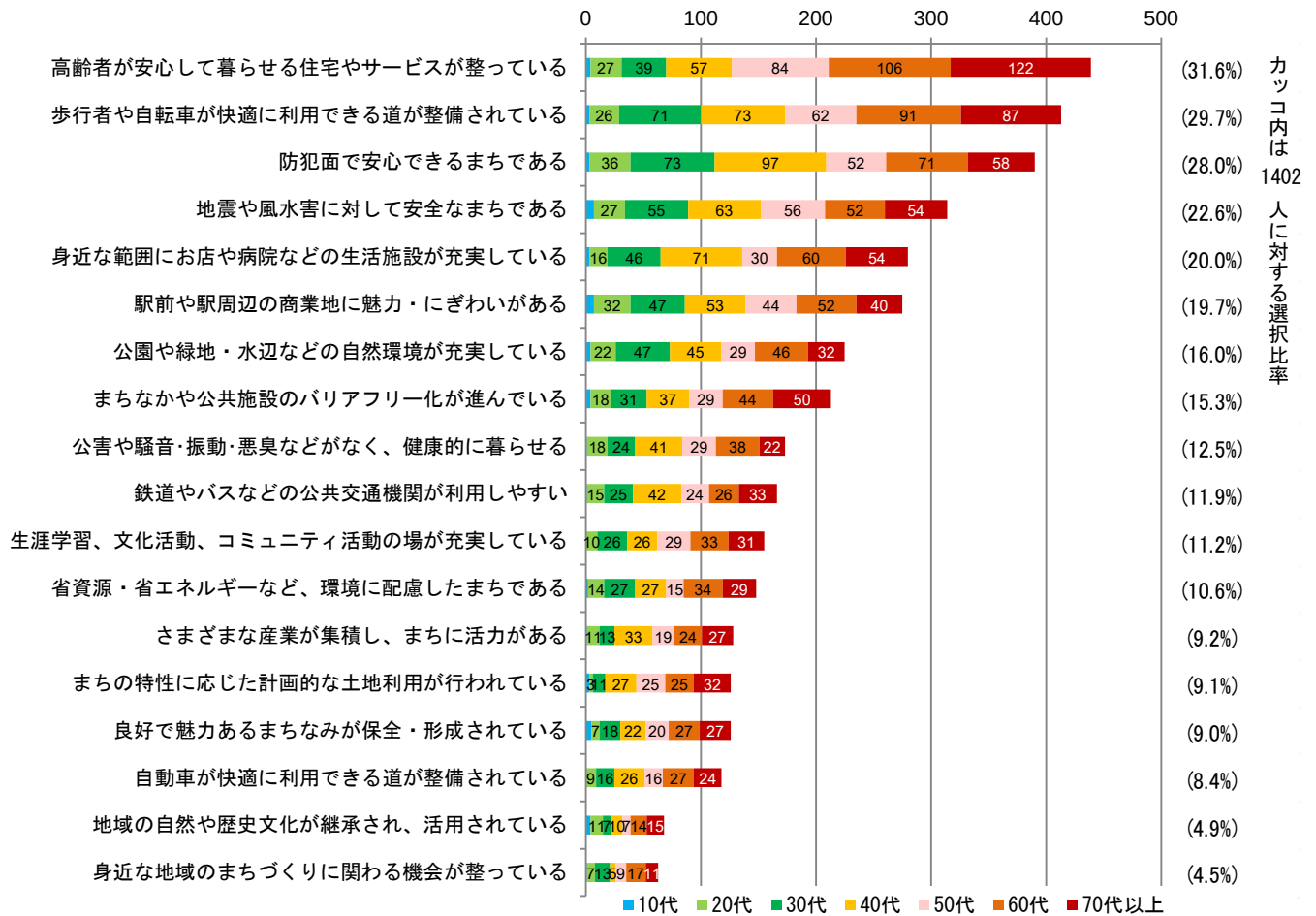
また、「駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある」、「さまざまな産業が集積し、まちに活力がある」といったにぎわいや産業に関する分野については、評価が分かれているものの「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答割合が他の項目と比較して高い結果となっています。

「身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている」、「省資源・省エネルギーなど、環境に配慮したまちである」などの項目に関しては、「どちらとも言えない」「わからない」の回答割合が高い結果となっています。



【個別結果】今後重要と思うテーマ

「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」、「防犯面で安心できるまちである」、「地震や風水害に対して安全なまちである」が、今後重要と思うテーマとして多く選択されています。

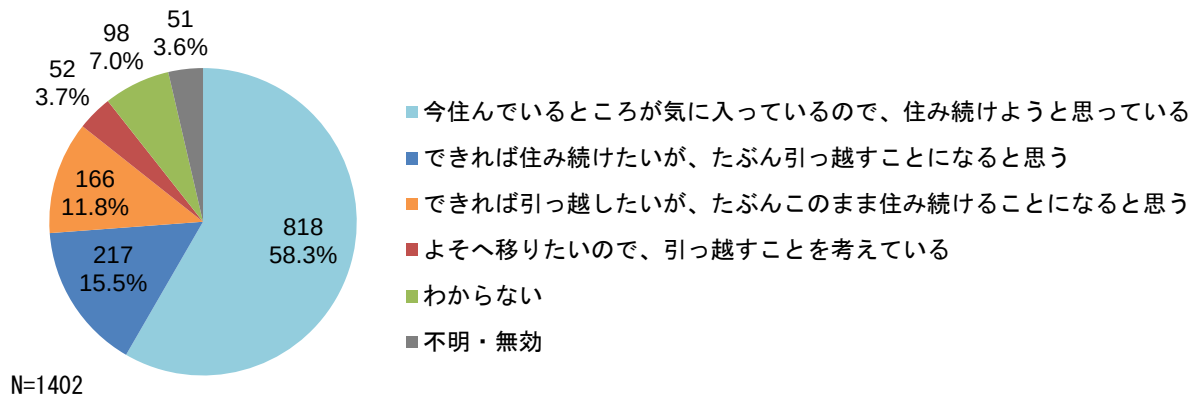


回答対象：N=1402（回答は3つまで選択）

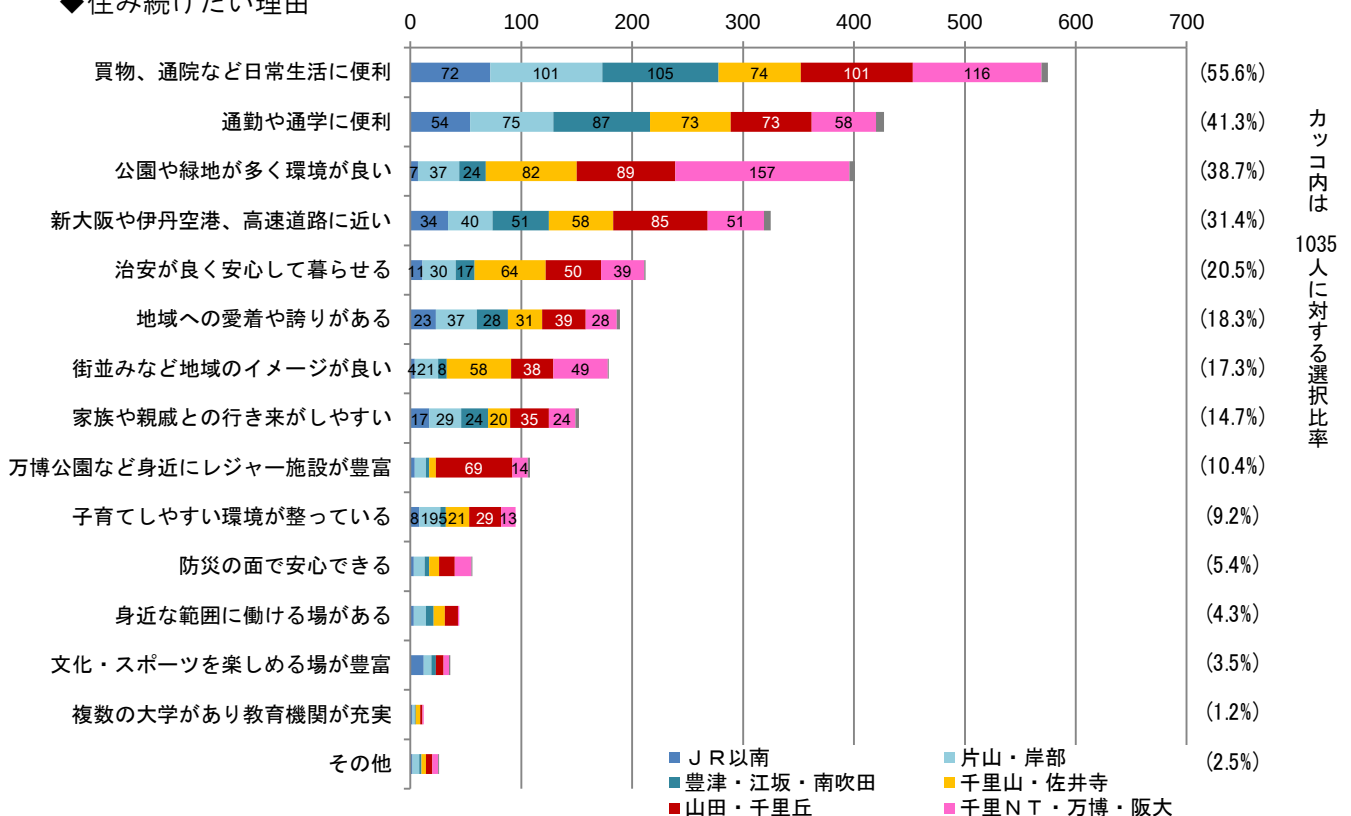
※グラフ中の数字は年齢層別の回答総数。

【個別結果】定住に関する意識

本市に住み続けたい意向をもつ方が約74%を占め、住み続けたい理由として「買物、通院など日常生活に便利」、「通勤や通学に便利」などの利便性に関する項目が多く挙げられています。また、「公園や緑地が多く環境が良い」も理由として多く選択されています。



◆住み続けたい理由



回答対象：N=1035 （回答は3つまで選択）

※「住み続けたい意向をもつ方」（73.8%、総数1,035人）にその理由を3つまで選択してもらった。
グラフ中の数字は居住地域別回答総数。

4 まちづくりの課題

これまでに示した本市の特徴や社会経済情勢等の動向、まちづくりに係る施策の進捗状況、市民の意識などを踏まえ、まちづくりの課題について以下に整理します。

(1) まちのにぎわいや活力に関する課題

市民アンケートでは、現状に対する評価のうち「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という回答の割合が最も多く、また、今後の重要テーマとしても多くの人が選択しています。

しかし、「さまざまな産業が集積し、まちに活力がある」、「駅前や駅周辺の商業地に魅力・にぎわいがある」という設問に対する現状評価では、3割を超す方が「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答されています。

本市ではこれまで、交通便利性の高さなどの特徴を生かし、吹田操車場跡地など駅周辺を中心とした拠点市街地^{*22}のまちづくりや産業の集積をめざす取組などを進めてきましたが、一方で、商店や工場などの事業所の閉鎖や機能移転、その後の土地利用転換への対応など、対処すべき課題に直面しています。

今後、商業・業務、産業、学術・研究、健康・医療などの様々な都市機能^{*23}について適切な誘導を図り、市全体のにぎわいや活力のさらなる向上に向けた取組を進めていく必要があります。

(2) 快適な暮らしに関する課題

市民アンケートでは、本市に住み続けたい意向をもつ方が約74%を占め、日常生活の利便性の高さや公園・緑地が多い環境の良さなどがその理由として多く挙げられています。現状に対する評価でも、「身近な範囲にお店や病院などの生活施設が充実している」、「公園や緑地・水辺などの自然環境が充実している」などの項目において高い評価となっています。

一方で、「歩行者や自転車が快適に利用できる道が整備されている」では、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答割合が最も多くなっており、快適な市民生活を支えるインフラ施設の整備や適切な維持管理が求められています。

また、大規模な住宅団地の建替えや企業用地等における土地利用転換など、既成市街地における機能更新が多くみられる中で、良好な住環境をいかに継承していくかも大きな課題となっています。

今後、地域ごとの特性を踏まえ、多様な世代が快適に暮らせるよう、良好な住環境の保全や日常生活の利便性の向上など、これまで以上に、住みたい、住み続けたいと思われるよう、市民の定住意向をさらに高める取組を進めていく必要があります。

^{*22} 拠点市街地

都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能などが集積する市街地。

^{*23} 都市機能

居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

（３）インフラの整備・更新に関する課題

道路、公園、水道、下水道などのインフラ施設については、老朽化などにより更新時期をむかえる施設への対応が必要となっています。

また、高度経済成長期には、人口増加による拡大型社会を前提として道路、公園・緑地、土地区画整理事業など様々な都市計画を決定しましたが、人口減少社会の到来などの社会経済情勢等の動向を踏まえ、長期的に事業が未着手となっているものについてその必要性や実現性等を総合的に検証する必要があります。

こうした中、インフラ施設の整備・更新に際しては、優先性などを踏まえ、計画的かつ効率的に進めていく必要があります。

（４）安心・安全に関する課題

本市では、阪神・淡路大震災の経験から、市街地の防災環境整備などを進めてきましたが、想定を超える甚大な被害をもたらした東日本大震災以降、市民の防災意識はさらに高まっており、地域防災計画と連携したハード・ソフト両面からの取組がこれまで以上に重要となっています。

また、市民アンケートでは、「高齢者が安心して暮らせる住宅やサービスが整っている」というテーマを今後の重要テーマとして多くの人が選択しており、少子高齢化が進展する中、安心して暮らせる環境整備が求められています。

（５）環境問題に関する課題

本市では、都市計画の分野においても、環境基本計画と連携し、環境を基盤においたまちづくりを進めてきましたが、地球温暖化問題や東日本大震災の発生によるエネルギー需給のあり方が喫緊かつ重要な課題となっています。

今後、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー機器、次世代自動車等の導入促進を図るなど、持続可能な低炭素社会の実現に向け、環境基本計画との連携のもと、総合的かつ計画的に様々な施策を進めていく必要があります。

（６）まちづくりの進め方に関する課題

ほぼ全域が市街化され、都市基盤が一定整った状況にある本市においては、今後、これまで以上にきめ細かな土地利用誘導などによる地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

近年、地区計画などの地域独自のルールづくりに向けた市民主体のまちづくり活動が市内各所で活発に行われており、市からは専門家を派遣するなどの支援を行っています。

一方で、市民アンケートの現状評価では、「身近な地域のまちづくりに関わる機会が整っている」について、「どちらとも言えない」「わからない」と答えた方が多い結果となっています。

こうした中、地域住民などまちづくりに関わる多様な主体の参画、協働をこれまで以上に進めていくために、身近な地域の特性を生かしたまちづくりを支援する仕組みづくりが必要となっています。

第2章 基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

本市を取り巻く様々な動向やまちづくりの課題を踏まえ、都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するにあたっての基本的な考え方を「まちづくりの基本理念」として示します。

(1) 暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくり

将来にわたり市民が安心して暮らしていくためには、災害等に対するハード・ソフト両面からの多様な備えや、様々な都市活動を支えるインフラ施設の整備及びその機能維持が必要不可欠です。また、地球温暖化やヒートアイランド現象^{*24}への対応などの環境を基盤とした持続可能なまちづくりについても推進する必要があります。

今後さらに人口減少や少子高齢化が進行する中、歩いて暮らせるまちづくりなど市民の多様なライフスタイルを支える環境づくりも求められています。

こうした中、市民の定住意向は現状で高い傾向にありますが、引き続き市民生活を支える取組を進め、これまで以上に、住みたい、住み続けたいと思われる、暮らしに安心と快適性をもたらす定住のまちづくりをめざします。



円山町

(2) 誇りと愛着の持てる活力あるまちづくり

本市は、その市街地が形成された経過などから、個性豊かな地域によって構成されており、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。

また、本市は「住む」、「働く」、「学ぶ」、「健やか」、「楽しむ」といった多様な都市機能が集積する複合型都市であり、このような特性を生かし、本市の都市魅力をさらに向上させるため、都市機能の充実や良好な市街地環境の形成が求められています。

こうした中、市民、事業者、専門家等及び行政の相互の協働によるまちづくりの推進や、市全体の活力向上に向けた様々な都市機能の誘導など、市全体及び各地域の特性を生かす視点から、誇りと愛着の持てる活力あるまちづくりをめざします。



江坂町一丁目

^{*24} ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が周辺部に比べて島状に高くなる現象。主な原因として、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）の3つが挙げられる。

2 都市空間の将来像

都市計画マスタープランによるまちづくりの長期的な目標として、本市のめざすべき「都市空間の将来像」を示します。

本市は、様々な市街地形成の経過や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されており、その大部分を占める住宅地を中心とする市街地とともに、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能が集積する特徴のある市街地をあわせ持っています。

このような、それぞれの地域が持つ特性やポテンシャルを踏まえながら、様々な市民ニーズに対応できる魅力ある都市空間の形成をめざします。

（１）地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能が集積しています。また、広域的な文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積している市街地もあります。

このような市街地を拠点市街地として位置づけ、地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図り、拠点にふさわしい市街地の形成をめざします。

商業・業務などの中心的な都市機能が集積する江坂駅周辺及び JR 吹田駅周辺、公共施設が集積する阪急吹田駅周辺、医療機関と医療関連企業などが集積した医療クラスターの形成をめざしている岸辺駅周辺、広域的な文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積する万博記念公園周辺を都市拠点^{*25}として、また地域の中心となるべきその他の鉄道駅周辺を地域拠点と位置づけ、その機能の充実をめざします。（詳細は第3章「8 拠点市街地のまちづくり方針」参照）

都市拠点	○JR 吹田駅周辺 ○阪急吹田駅周辺 ○江坂駅周辺 ○岸辺駅周辺 ○万博記念公園周辺
地域拠点	○都市拠点以外の鉄道駅周辺



JR 吹田駅（朝日町）

^{*25} 都市拠点

商業、業務をはじめとする様々な都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場。

（２）都市間・拠点市街地間のネットワークの形成

都市活動は拠点市街地を中心に展開されますが、これらの拠点間を結んで人、物、情報が互いに交流することで、活動はより活発化していきます。

そのため、大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など周辺都市との結びつきを強めるとともに、拠点市街地間の連携を図るなど、それぞれが持つ都市機能がより高度に発揮されるよう、広域的なネットワークの形成をめざします。

このようなネットワークのうち、本市を通過する大阪都市圏の基幹的な軸線を広域軸として、また市域における地域間の軸線を地域軸として位置づけ、それぞれの機能の充実にめざします。



都市計画道路 南千里岸部線

広域軸	○大阪市の南北都市軸の延長として、大阪市都心部から新大阪、江坂を経て千里中央に至る軸線 （御堂筋線（国道 423 号）、地下鉄御堂筋線・北大阪急行電鉄） ○大阪市周辺部の都市を環状に結ぶ軸線 （大阪中央環状線、大阪モノレール） ○大阪市外縁部を環状に結び、市域南部の拠点市街地間を連携する軸線 （豊中吹田線・大阪高槻京都線、おおさか東線） ○大阪、京都間を結ぶ軸線 （十三高槻線、大阪高槻京都線、JR 東海道本線）
地域軸	○市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線 （佐井寺片山高浜線、千里中央線、箕面山田線、万博公園南千里線、阪急千里線） ○市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線 （豊中岸部線、南千里岸部線）

（３）人と自然の共生空間の形成

本市は、ほぼ全域が市街化されているものの、安威川や神崎川などの河川空間には貴重な自然環境が残っており、千里丘陵南端部の斜面緑地のほか、各所に竹林やため池も残っています。また、計画的に整備された大規模な公園や緑地が豊かなみどりとして育っています。

このような市街地内にある自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、レクリエーション、潤いのある景観形成、防災などの様々な面から重要な役割を担っていることから、その規模と連続性を確保するなど、人と自然の共生空間の形成をめざします。



味舌水路遊歩道（南高浜町）

都市空間の将来像図



第3章 まちづくりの方針

1 土地利用誘導の方針

【基本的考え方】

都市空間の将来像の実現に向け、市街地形成の経緯や土地利用の動向、交通条件など地域ごとの特性を生かし、適切な土地利用誘導をめざすとともに、都市全体の観点から必要となる都市機能や居住機能について、その適正な立地誘導に努めます。

土地利用の誘導にあたっては、地域地区^{*26}制度の適切な運用や地区計画制度等の活用を図り、良好な市街地の形成をめざします。

大規模な土地利用転換に対しては、交通や景観など周辺環境と調和した良好な土地利用の誘導に努め、その動向に応じた適切な都市機能の誘導に努めます。

また、大規模な開発事業に対しては、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」や「環境まちづくり影響評価条例」に基づき、良好な都市環境の保全及び形成に努めます。

江坂をはじめとする吹田市西部・南部地域については、企業立地促進法などによる産業集積の取組と連携した土地利用誘導に努めます。

（１）住宅系市街地

市民の様々な居住ニーズに対応し、地域の歴史的背景や立地特性に応じた多様な住宅地の環境づくりに努めます。

主として戸建専用住宅が立地する地区では、必要に応じて地区計画や景観法などの活用により良好な住環境の保全と育成を図ります。

老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区では、地域の実状にあわせて、防災性の向上に向けた誘導方策を検討するとともに、市街地の安全性向上に努めます。



佐竹台一丁目



千里丘上

^{*26} 地域地区

土地利用に計画性を与え、土地の合理的な利用を図るため、建物の用途や形態、構造等に対する一定の制限を都市計画で定めるもの。用途地域、防火地域、高度地区、風致地区、景観地区などがある。

（２）商業業務系市街地

江坂駅周辺では、都市機能の高度な集積を図ることにより大阪都心部の都市機能との連続性の確保に努め、JR吹田駅周辺では、商業業務機能をはじめとする多様な都市機能の集積を図り、駅前にふさわしいにぎわい形成に努めます。

各鉄道駅周辺では、近隣住民の生活を支援する商業・サービス機能の立地誘導など、それぞれの駅の立地特性に応じた誘導に努めます。

幹線道路沿いについては、地域住民の日常生活を支援する商業・サービス機能の集積など、道路の特性に応じた誘導に努めます。

千里ニュータウンの近隣センターについては、それぞれの特性を踏まえながら快適で利便性の高い近隣サービスの核となるよう誘導を図ります。



江坂ウエストサイドストリート



旭通商店街

（３）工業系市街地

工場等が操業していくための環境の保全を基本とした土地利用の誘導に努めます。

工場等と住宅が混在している地域では、既存の産業機能と居住機能が共存する市街地環境の誘導に努めます。



アサヒビール吹田工場（西の庄町）

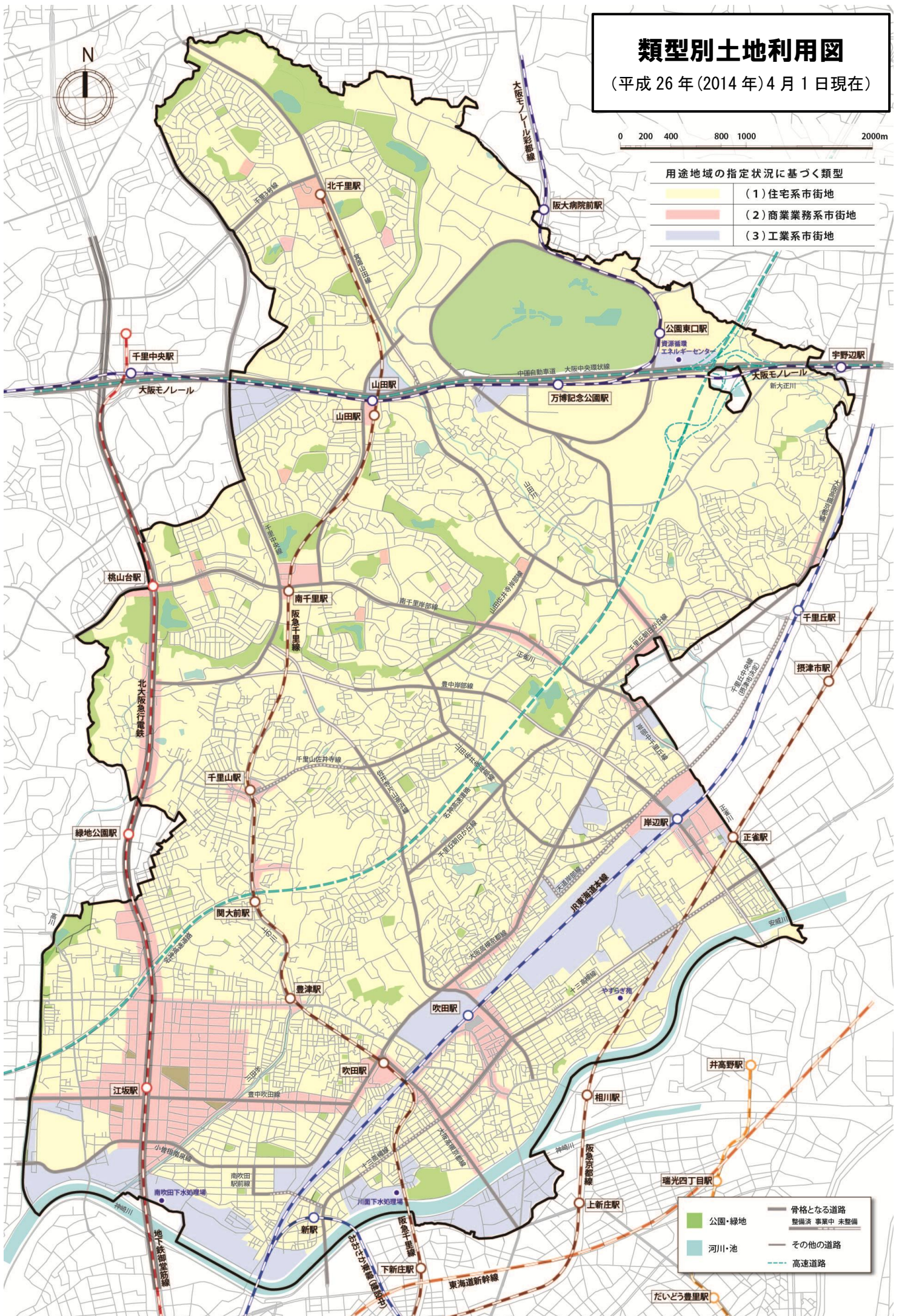
類型別土地利用図

(平成 26 年 (2014 年) 4 月 1 日現在)

0 200 400 800 1000 2000m

用途地域の指定状況に基づく類型

- | | |
|---|--------------|
|  | (1) 住宅系市街地 |
|  | (2) 商業業務系市街地 |
|  | (3) 工業系市街地 |



- | | |
|---|-------------|
|  | 公園・緑地 |
|  | 河川・池 |
|  | 骨格となる道路 |
|  | 整備済 事業中 未整備 |
|  | その他の道路 |
|  | 高速道路 |

2 都市施設整備の方針

【基本的考え方】

道路や公園、水道、下水道などの都市施設は円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性を高めるとともに、良好な都市環境をつくっていくために必要不可欠な施設です。

これらの都市施設の整備にあたっては、広域的な計画との整合を図りながら、土地利用の方針や、施設相互の連携、長期的な維持管理・更新について考慮します。

また、既存の都市施設については、長期的視点に立った計画的な維持管理・更新により、適切にその機能の保全を図ります。

都市計画決定以降、長期間にわたり未整備の都市計画施設については、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえながら検証を行い、必要に応じて見直すとともに、必要性の高い施設については計画的な整備を図ります。



都市計画道路南千里岸部線



川面下水処理場（川岸町）



片山公園（出口町）

2-1 道路・交通施設

(1) 歩行者や自転車等の安全で快適な交通の確保

生活関連経路等の歩道等についてはバリアフリー化整備を進めるとともに、生活道路等では歩行者が安心して移動できる歩行空間の確保や安全対策を推進します。

また、あわせて、自転車利用者に対する利用環境整備を進めるなど、歩行者や自転車等を優先した安全で快適に利用できるみちづくりを推進します。

(2) 都市活動を支える道路ネットワークの形成

広域的な道路ネットワークの形成をめざすとともに、市域内の交通の円滑化や効率化を図るなど、隣接都市間や拠点市街地間を連携する道路ネットワークの形成に努めます。

都市計画道路の未整備区間については、計画的な整備を推進するとともに、必要に応じて都市計画道路網の見直しを検討します。

阪急京都線と十三高槻線・豊中岸部線など、鉄道と道路との交差点付近では、安全で円滑な交通体系の確立に向け、立体交差化などの促進に努めます。

既存の道路については、良好な状態に保つように努め、施設の長寿命化を図るとともに、計画的、効率的に維持管理を進めるための方針を定めて補修・更新を図ります。



都市計画道路箕面山田線



都市計画道路御堂筋線

（３）公共交通等の整備及び利用促進

鉄道、路線バス、コミュニティバス^{*27}等の利便性向上や効率的・効果的な交通サービスの提供に努めるなど、公共交通機関の利用を促進します。

市域南部の新たな拠点にふさわしいまちづくりを推進するため、おおさか東線の整備事業を促進します。

岸辺駅及び正雀駅周辺のポテンシャル向上や大阪市北東部からのアクセス性の強化、また、大阪モノレールや北大阪急行電鉄など、本市の広域軸との結節による新たな拠点間のネットワークの形成をめざし、地下鉄今里筋線の延伸を促進します。

交通結節点となる鉄道駅周辺などにおいては、必要に応じて自転車駐車場の整備を行います。

また、既存の都市計画駐車場については、社会経済情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



阪急千里線



すいすいバス

^{*27} コミュニティバス

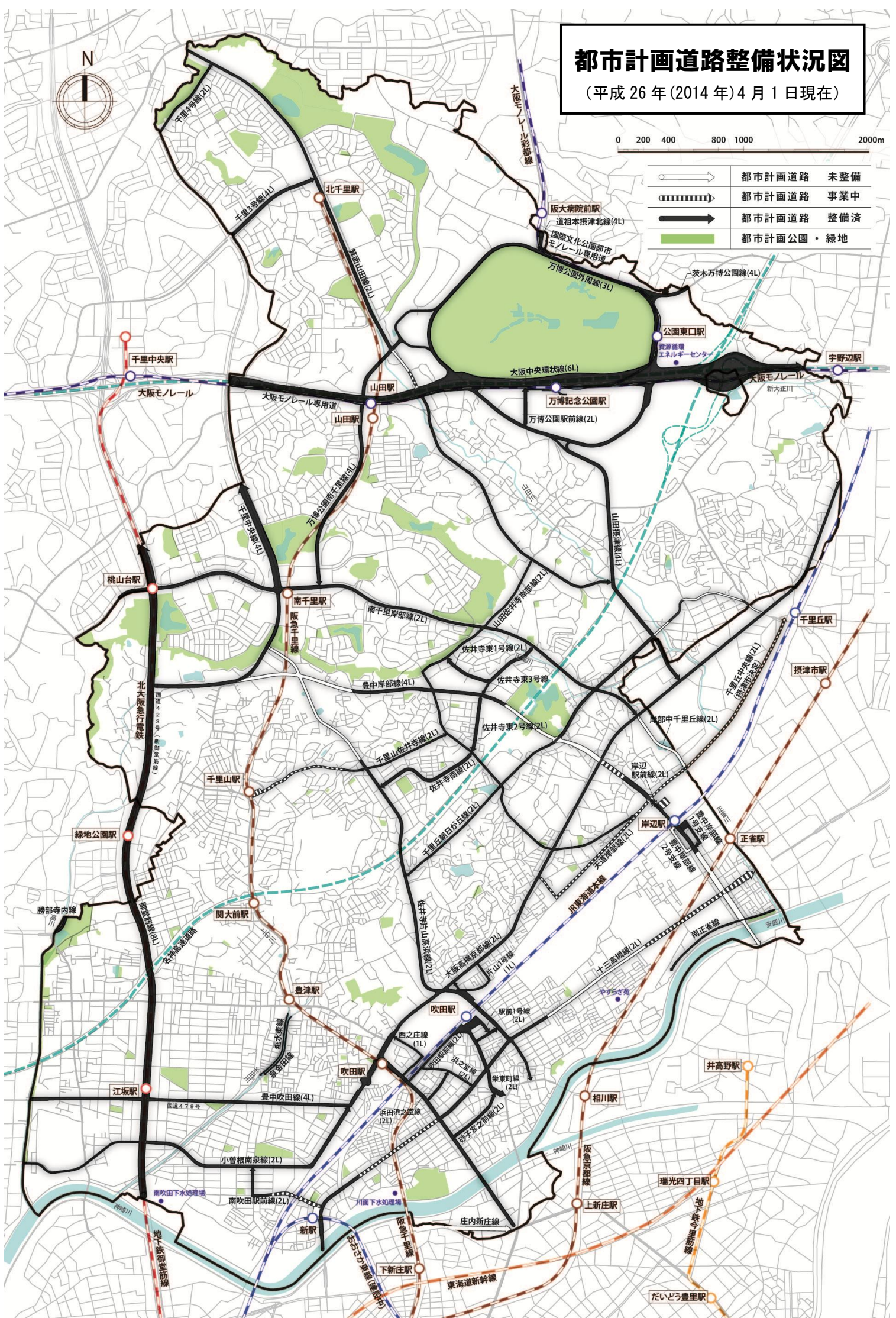
地方自治体などが地域住民の移動手段の確保や観光拠点等の循環などを目的に、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして運行するバス。本市では、千里丘地区（JR 千里丘駅、大阪モノレール宇野辺駅など）を「すいすいバス」が循環運行している。

都市計画道路整備状況図

(平成 26 年(2014 年)4 月 1 日現在)

0 200 400 800 1000 2000m

	都市計画道路	未整備
	都市計画道路	事業中
	都市計画道路	整備済
	都市計画公園・緑地	



2-2 公園・みどり

(1) 都市公園等の整備等

「みどりの基本計画」に基づき、みどりのまちづくりを推進するとともに、都市公園の整備に取り組み、未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めます。

防災、環境、教育等の社会要請に応じた公園づくりが重要となっていることから、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化といった目的に応じた都市公園の再整備に取り組みます。

施設の老朽化が激しい公園・緑地については、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的な施設の長寿命化対策に取り組みます。

(2) みどりの保全と創出

樹林や竹林、ため池、生垣、社寺、大学のみどりなど、市内に残る豊かなみどりについて、市民、事業者と連携して保全する取組を行うなど、貴重なみどりを次世代へ継承します。

開発事業者に対しては、公園・緑地を確保するなど事業地内で豊かなみどりを確保するよう適切な誘導を行います。

農地については、市街地に残る貴重なみどりとして、その延焼遮断帯や生物の生息空間などの機能を評価するとともに、「市民農園」などによる有効活用に努め、宅地化にあたっては、無秩序な開発を防止し、道路など都市基盤施設の整備がともなった良好な市街地形成の誘導に努めます。

生産緑地地区^{*28}については、緑地としての機能及び公共施設の保留地としての役割を踏まえ、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、計画的な保全に努めるとともに、指定が解除される地区については可能な限りその機能保全をめざします。

(3) みどりのネットワークの形成

市街地内のみどりの拠点を結び、生物の生息空間としても配慮されたつながりや幅のあるみどりのネットワークを形成するため、ルートとなる道路や河川の緑化を推進するとともに、住宅地等の敷地の緑化を促進します。

みどりのネットワークの形成にあたっては、市民にとって身近なみどりを創出・保全することはもとより、潤いのある景観形成、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、延焼遮断帯としての防災機能、生物の生息空間の確保による生物多様性の保全など、みどりの持つ機能を生かしながら進めます。



中の島公園（中の島町）



佐竹公園ぼだい池（佐竹台三丁目）

^{*28} 生産緑地地区

良好な都市環境の形成を目的に緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するために指定する地区。

緑被現況図

(平成 25 年 (2013 年) 4 月現在)

0 200 400 800 1000 2000m

凡 例

緑被地

吹田市全域の緑被率
26.1%

※この図は、衛星画像データを活用して緑被地を抽出したものです【緑被率調査報告書（吹田市、平成 25 年（2013 年））より】。

なお、「第 2 次みどりの基本計画」（平成 23 年（2011 年）3 月策定）では、総量目標の一つとして、市域の緑被率 30% を目標としています。

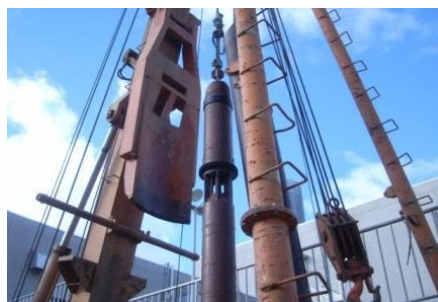
2-3 水道・下水道・河川

(1) 水道施設の整備

老朽化が進む浄配水施設は、防災力の強化及び低エネルギー化の推進を見据え、拠点施設を明確にし、エネルギーを必要としない自然流下を基本とした再構築を図ります。また、水源を淀川のみ依存するのではなく、複数水源としての地下水の更なる充実に努めます。

管網を構成する重要な管路である基幹管路は、耐震化とともに2重化・ループ化等の整備を進め、経年化した配水支管は、本市で設定した更新基準に基づき着実な更新に努めます。

災害時にも、ここに行けば「必ず水がある」場所をより身近なものとするため、当面災害時給水拠点及び災害時給水所の整備を進めるとともに、重要給水施設（小中学校・病院）への配水管路の耐震化を計画的に進めます。



複数水源としての井戸の掘削工事



災害時応急給水用設備

(2) 下水道の整備

全戸水洗化^{*29}実施をめざして、公共下水道整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理と長寿命化計画をもとに、老朽化した施設・設備の計画的な改築・更新や耐震化を進め、安心で安全な下水道施設の維持に努めます。

下水道資源の有効利用をいっそう推進するとともに、水循環の促進を図ります。



(事業実施中)

(3) 総合的な雨水対策

雨水対策については、河川事業との連携を図りながら効率的な施設整備に努め、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を促進するとともに、市域南部などにおける浸水対策をはじめとした雨水施設の整備を進め、被害の軽減に努めます。



谷上池雨水貯留浸透事業（谷上池公園内）

(4) 河川の機能等の向上と水辺空間の活用

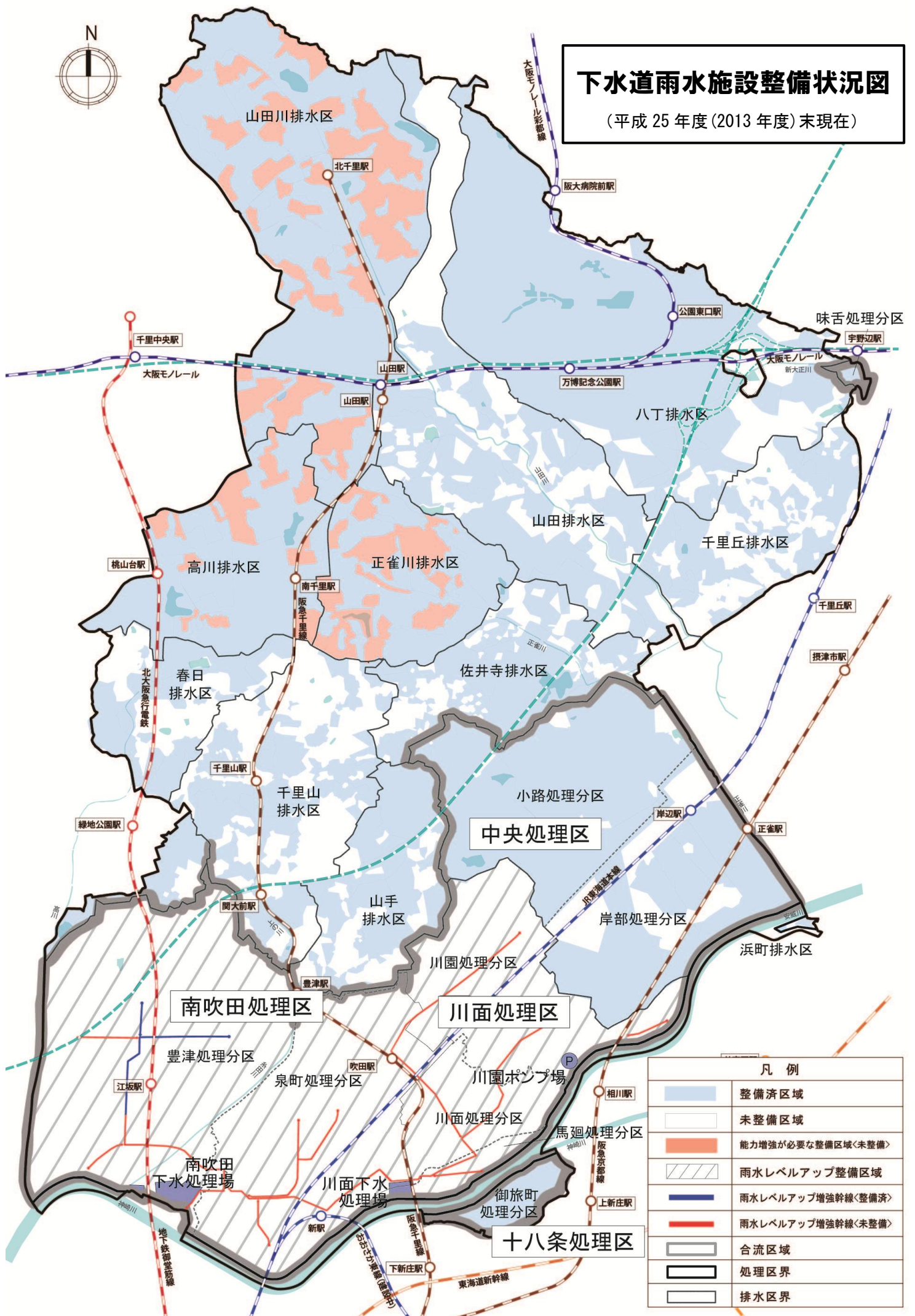
市内を流れる河川については、河川改修の推進等により治水安全性の向上を図るとともに、河川が持つ延焼遮断帯としての機能を生かすなど、防災機能の向上を促します。

河川や水路、ため池周辺では、生態系に配慮しながら良好な水辺環境の保全に努めます。

神崎川、安威川、糸田川、高川等については、周辺の公園、緑道等を活用しながら、人と自然のふれあいの場の形成を促進します。

^{*29} 全戸水洗化

平成25年度（2013年度）末現在の公共下水道人口普及率は99.9%。



2-4 その他の都市施設

(1) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、ごみの減量とリサイクルやダイオキシンなどによる二次公害の未然防止、余熱利用の推進、また、熔融スラグ^{*30}の再利用に留意しつつ、周辺環境の保全に十分配慮しながら計画的かつ安定的な施設整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。



資源循環エネルギーセンター（千里万博公園）

(2) 火葬場施設

火葬場施設については、周辺環境の保全に配慮しつつ整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。



やすらぎ苑（吹東町）

(3) 小・中学校

開発動向や児童生徒数の推計、学校適正規模等を踏まえながら必要に応じて整備を行い、今後も児童生徒の教育環境の向上に努めます。

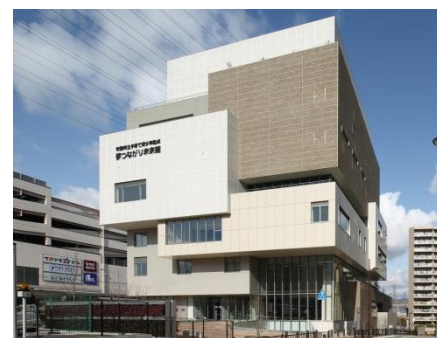
児童生徒に対する様々な危機を未然に防止し、安心して学校に通えるよう、安全性を考慮した学校施設の整備を推進します。



千里丘北小学校（千里丘北）

(4) コミュニティ施設をはじめとする公共施設等

地域住民が、安全・快適に暮らすための都市基盤施設の整備に加え、福祉、子育て、生涯学習、文化、コミュニティ活動などを支える公共施設については、既存施設の有効活用とあわせて、必要な機能整備に努めます。



夢つながり未来館（山田西四丁目）

^{*30} 熔融スラグ

焼却灰や焼却飛灰を灰溶融炉で溶かしてできる、非常に硬く黒いガラス質の粒状のもの。砂などの代用品として、コンクリートの骨材や歩道などの路盤材（下地材料）、タイル・ブロックなどの材料として有効活用できる。



千里ニュータウン



メイシアター(泉町二丁目)



千里ニュータウンプラザ(津雲台一丁目)

3 市街地整備の方針

【基本的考え方】

都市空間の将来像の実現に向けて、適切な土地利用の誘導や都市施設の整備とともに、必要な市街地の整備を推進します。

既成市街地の再生や拠点市街地における都市機能の集積など、良好な市街地空間の形成をめざします。

都市機能の更新や防災性の向上など、市街地整備上の課題のある地区では、市街地開発事業をはじめとする面的整備事業とともに、地域地区制度や地区計画制度による市街地の適切な土地利用の誘導により周辺環境に配慮した秩序ある市街地整備に努めます。

3-1 重点的に取り組む地区

①吹田操車場跡地及び岸辺駅周辺

吹田操車場跡地において新たな都市拠点にふさわしい土地利用転換を図るため、土地区画整理事業等による都市基盤整備を促進するとともに、国立循環器病研究センターをコア施設とする都市機能の誘導を図り、環境に配慮した医療クラスターの形成をめざします。

岸辺駅及び正雀駅周辺のポテンシャル向上や大阪市北東部からのアクセス性の強化、また、大阪モノレールや北大阪急行電鉄など、本市の広域軸との結節による新たな拠点間のネットワークの形成をめざし、地下鉄今里筋線の延伸を促進します。

②おおさか東線新駅周辺（南吹田地域）

おおさか東線の新駅が設置される地域では、都市計画道路や駅前広場の整備を図り、新駅設置による地域ポテンシャルの向上を踏まえ、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成を図るとともに、地域のまちづくりを促進します。

③阪急千里山駅周辺

老朽化した公的住宅の建て替えと都市計画道路などの都市基盤施設の総合的・一体的な整備により、居住水準の向上と地域課題の解消を図り、良好な居住環境と快適な交通環境の確保に努めます。

3-2 市街地開発事業の点検・見直し

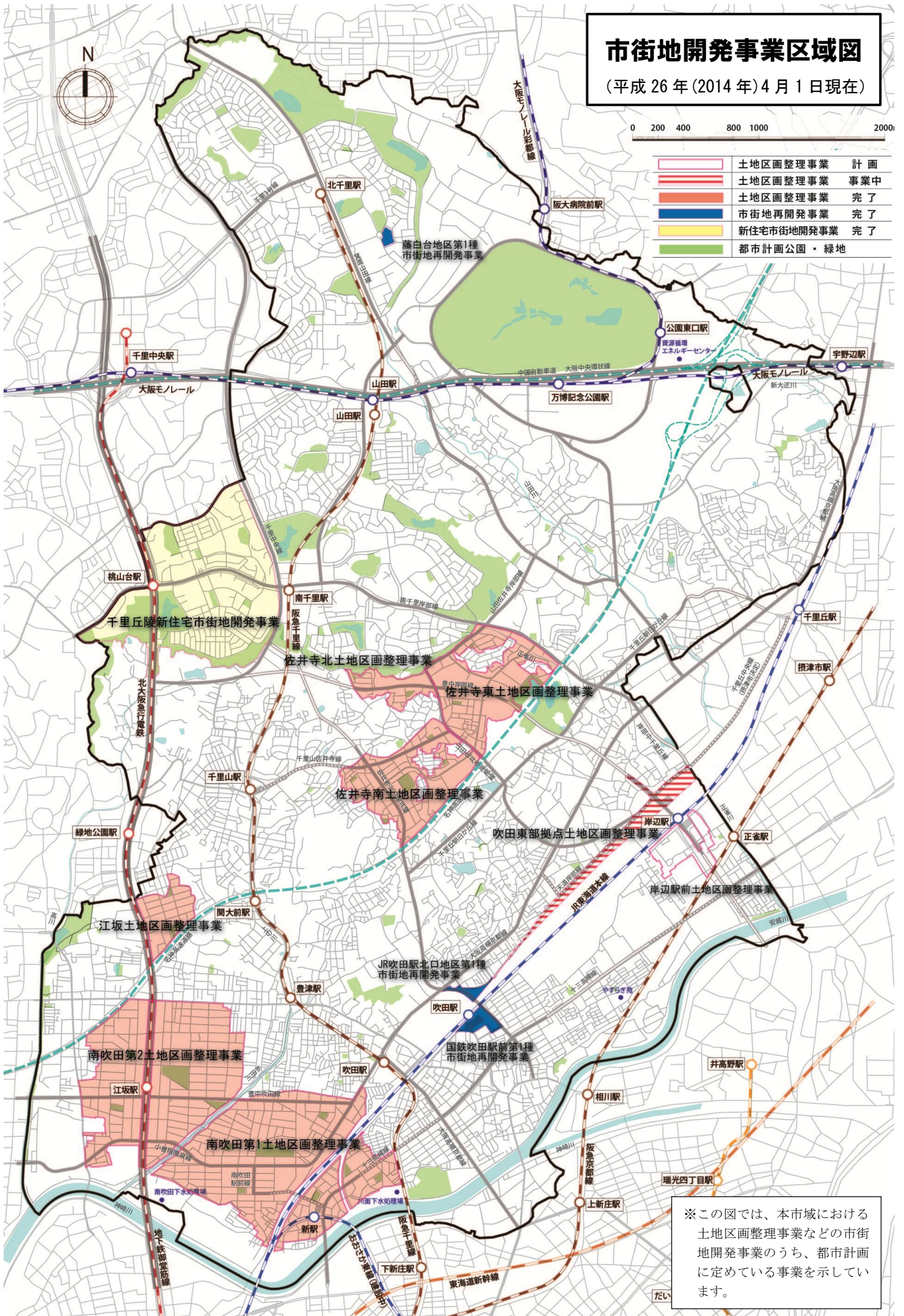
岸辺駅前土地区画整理事業については、都市計画決定を行ってから長期間にわたり未着手であるため、現状及び今後の土地利用動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

市街地開発事業区域図

(平成 26 年(2014 年)4 月 1 日現在)

0 200 400 800 1000 2000

	土地区画整理事業	計 画
	土地区画整理事業	事業中
	土地区画整理事業	完了
	市街地再開発事業	完了
	新住宅市街地開発事業	完了
	都市計画公園・緑地	



※この図では、本市域における
土地区画整理事業などの市街
地開発事業のうち、都市計画
に定めている事業を示してい
ます。

4 災害に強いまちづくり方針

【基本的考え方】

地震や火災、土砂災害、洪水など様々な災害に対しては、「地域防災計画」との連携のもと、災害に強いまちづくりを推進します。

都市基盤施設の防災機能の強化や、老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区の環境改善など、市街地の防災性向上に努めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるため、市民との協働により「減災」の取組を推進します。

大規模な災害が起きた場合に速やかに復興に取り組めるよう備えます。

4-1 市街地の防災性の向上

道路・緑道は災害発生時における応急対策活動網や避難路、延焼遮断帯等として重要な役割を担っていることから、都市計画道路の整備に努めるとともに、既存道路等についても有効な幅員等について検討し、道路のネットワーク化に努めます。

また、災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動及び避難を実施するうえで重要な道路については、必要に応じて拡幅や電線類の地中化、不法占有物件の除去などにより有効な幅員の確保に努めます。

道路や橋梁などについては、防災活動に重要な位置づけとなっている緊急交通路等を含めた管理施設の定期点検を行い、その結果に基づき計画的、効果的に補修・更新を図ります。

公園や公共施設については、災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、適切な配置や規模の検討を行いながら、目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性防火水槽などの整備に努めます。

老朽化した木造住宅が建て込んでいる地区などについては、地域の実状に応じた建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、延焼遮断帯として生活道路等の都市基盤施設の整備やみどりの保全・誘導を図るなど、市街地の防災性の向上に努めます。

4-2 協働による減災まちづくり

地震による建築物の被害の軽減を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図り、既存建築物の耐震化の推進に努めます。

大規模な開発事業に対しては、防火水槽や消火栓などの消防施設の設置を誘導します。また、貯留施設など十分な規模の雨水流出抑制施設の整備を誘導するとともに、災害時における貯留水の活用を促進します。

津波・洪水避難ビルの指定など、市民との協働による減災に向けた取組を推進します。

災害危険度判定結果や防災ハンドブック、ハザードマップの公開等により市民の防災意識の啓発に努めます。

4-3 災害復興への備え

大規模な地震などにより大きな被害が発生した際に、災害復興計画の策定や、必要に応じた被災市街地復興推進地域^{*31}の指定など、復興に向けた取組を迅速かつ円滑に進めるよう努めます。

^{*31} 被災市街地復興推進地域

大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定める地域。平成7年(1995年)に制定された被災市街地復興特別措置法に基づき市町村が指定する。

建物被害予測図

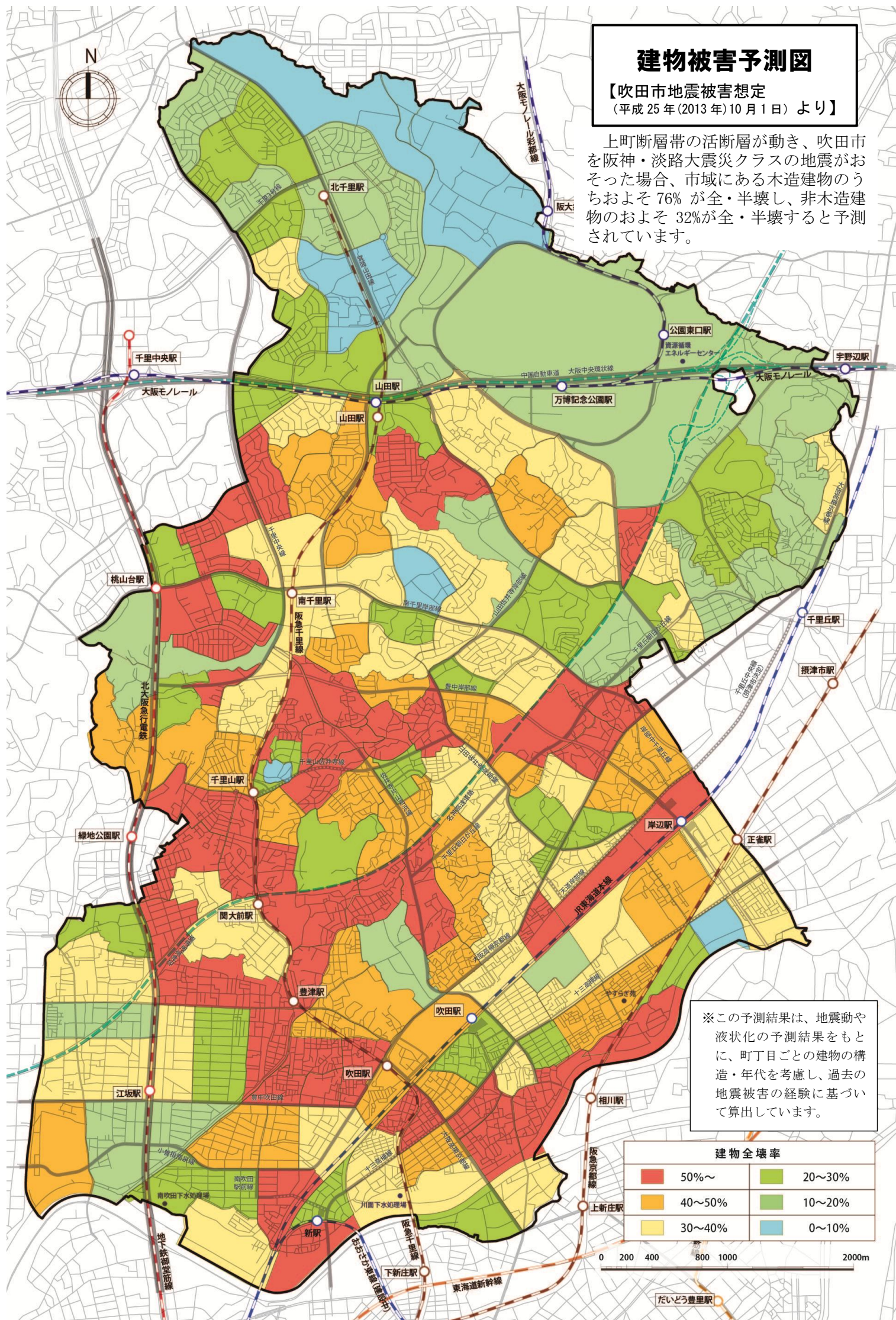
【吹田市地震被害想定
(平成 25 年(2013 年)10 月 1 日) より】

建物被害予測図

【吹田市地震被害想定
(平成 25 年(2013 年)10 月 1 日) より】

建物被害予測図

【吹田市地震被害想定
(平成 25 年(2013 年)10 月 1 日) より】



5 環境まちづくり方針

【基本的考え方】

都市をとりまく環境を、エネルギーや資源に係る地球環境、市民の暮らしに密着した生活環境、市街地の都市環境といった面から幅広くとらえ、「環境基本計画」に基づき、環境を基盤とした持続可能なまちづくりを総合的に推進します。

低炭素社会の創出を促進するため、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進、歩きたくなるまちづくりなど温室効果ガスの排出の少ないまちづくりを進めます。

環境汚染防止対策や環境美化、ヒートアイランド対策を推進するとともに、環境に配慮した開発事業の誘導を図るなど健康で快適な市民の生活を保全します。

5-1 環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動の転換促進

家庭や事業所での節エネルギーに係る取組を推進するとともに、省エネルギー技術、再生可能エネルギーの導入拡大を図り、低炭素なまちづくりを進めます。

資源循環を支えるコミュニティ活動を促進し、ごみ減量や資源化、再利用に取り組むことにより循環型社会の構築を進めます。

5-2 健康で快適な生活環境の保全

大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対する監視と規制の充実を図り、環境汚染を防止します。

市民・事業者等と連携・協働して道路や公園などの公共空間の環境美化や美しいまちなみづくりに取り組みます。

緑化、アスファルト道路などへの蓄熱対策、節エネルギー・省エネルギーの推進等による人工排熱への対策など、長期的な視点のもとヒートアイランド対策を進めます。



大気汚染移動観測車 そよかぜ

5-3 快適な都市環境の創造

徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進など自動車利用の抑制を図るとともに、市民・事業者との連携・協働により歩きたくなるまちづくりを推進します。

市域の大規模開発事業に対して、「環境まちづくり影響評価条例」や「環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」に基づき、環境に配慮した取組の誘導を図ります。



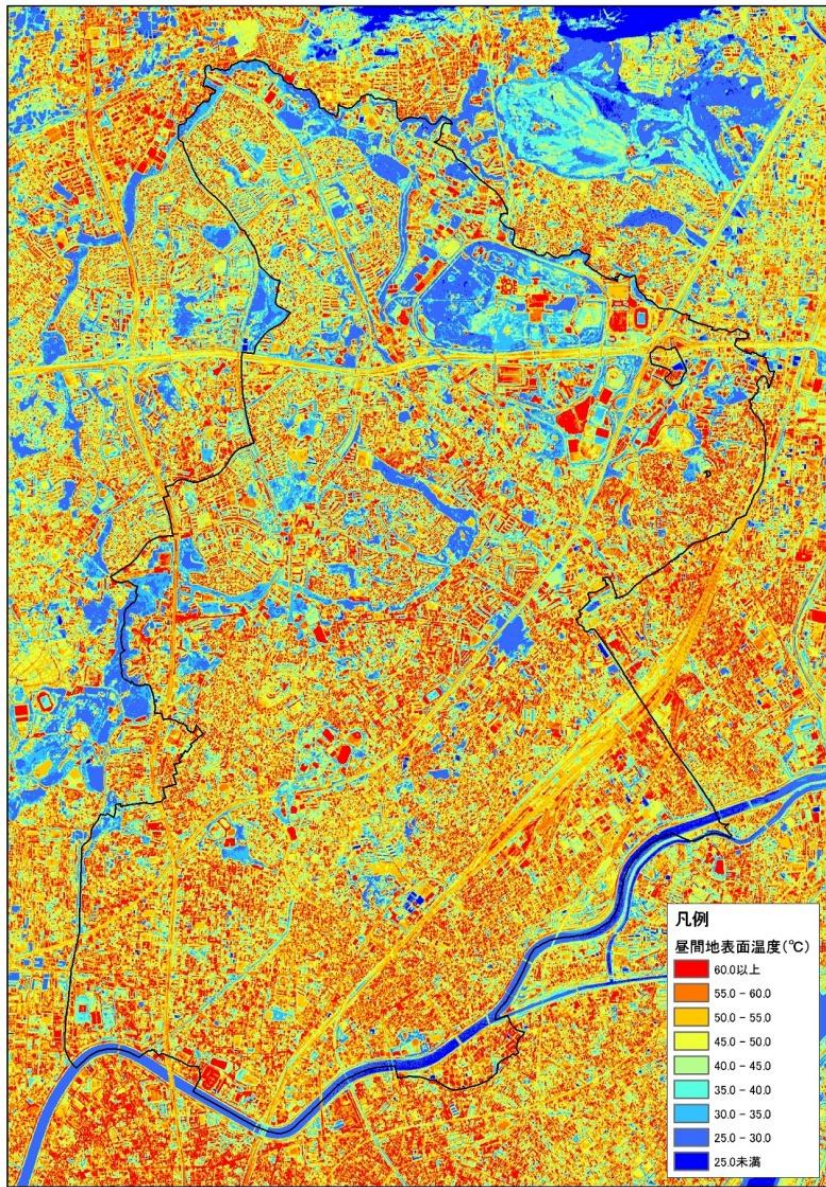
阪急千里山駅前東自転車駐車場（千里山霧が丘）

夏季の熱画像（地表面温度）

【平成 23 年度 (2011 年度) 吹田市熱環境調査
(平成 24 年 (2012 年) 3 月) より】

※アスファルトやコンクリートなどの人工被覆面は、日中の地表面温度の上昇によって大気を加熱するだけでなく、日中に蓄えた熱を夜まで持ち越し夜間の気温低下を妨げるため、ヒートアイランド現象の主な原因の一つとして挙げられます。

本市では、こうした土地利用の状況と地表面温度の関係性を把握するため、平成 23 年度 (2011 年度) に、赤外線センサーを搭載した航空機を用いて、熱画像を撮影しました。



夏季昼間の地表面温度

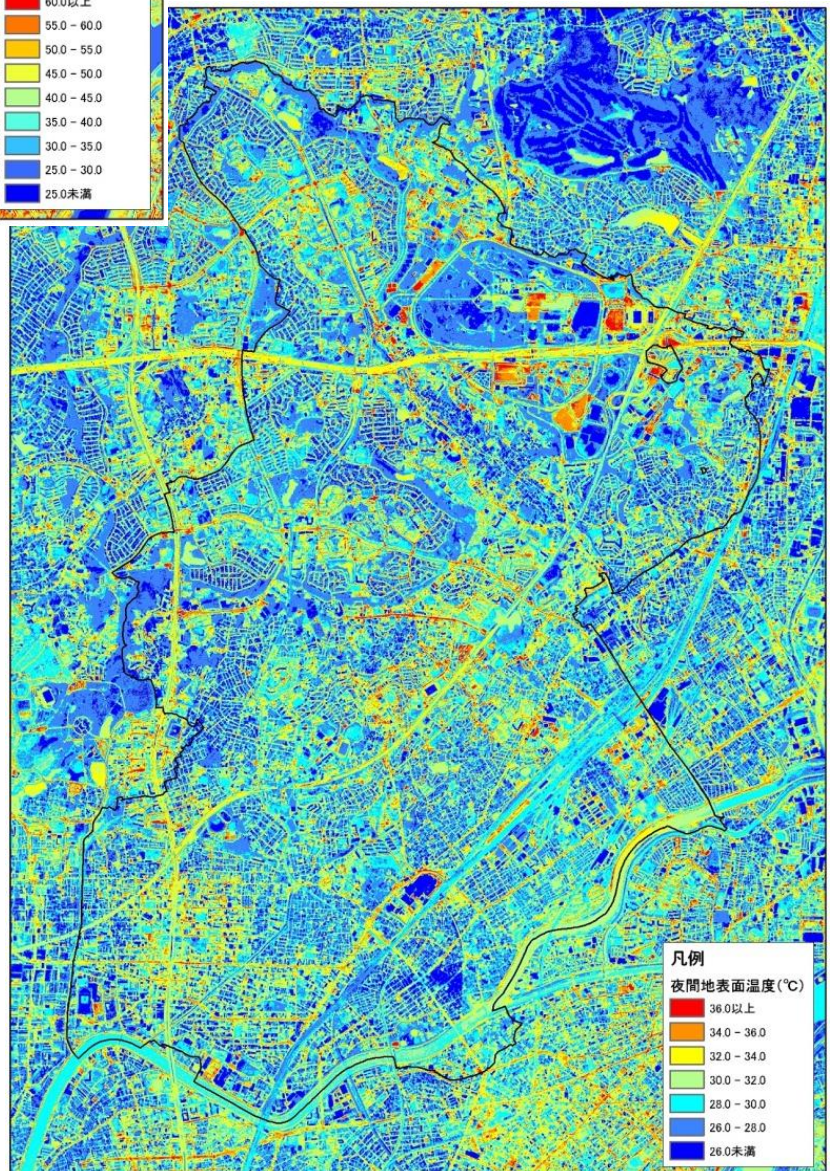
(平成 23 年 (2011 年) 8 月 11 日)

ビルや集合住宅が多い江坂周辺、吹田サービスエリア周辺ほかで、地表面温度が高くなっています。特に屋外駐車場、人工芝、建築物の屋根は温度が高くなっています。一方、神崎川などの河川や、千里緑地・万博公園などの大規模な公園・緑地は、地表面温度が低くなっています。

夏季夜間の地表面温度

(平成 23 年 (2011 年) 8 月 10 日)

戸建住宅が多い地域では、夜間になると地表面温度が下がりますが、江坂周辺、吹田サービスエリア周辺ほかは、夜間になっても温度が下がらないところがあります。特に、道路や屋外駐車場が高い温度を維持しています。



6 景観まちづくり方針

【基本的考え方】

「景観まちづくり計画」に基づき、快適な都市空間の実現に向けて、地域の特性を生かし、市民、事業者、専門家等及び行政がそれぞれの役割のもと、相互に協働して良好な景観をまもり、つくり、はぐくんでいくとともに、市民共有の資産として、景観の質の向上を図り、次代に誇れる、魅力あるまちづくりを進めます。

景観まちづくりに関する啓発を行うとともに、景観法や「景観まちづくり条例」の制度も活用し、以下の取組を推進します。

- ・大規模な公園・緑地、河川等の親水空間をもつ本市の地勢特性を生かしたみどり豊かで潤いのある景観をまもり、つくり、はぐくみます。
- ・市民の日常的な生活環境をより快適で潤いのある「生きる景観」とすることをめざした景観まちづくりを進めます。
- ・市域や地域の特性を生かし、調和のとれた景観まちづくり、また調和の中にもめりはりのある美しい景観まちづくりを進めます。

6-1 地勢を生かした、潤いのある景観の保全と育成

身近なみどりや斜面緑地の保全に努めるとともに、神崎川、安威川、糸田川、高川など水辺空間を身近に自然とふれあえる場として活用し、「花と緑、水めぐる遊歩道（愛称：ぶらっと吹田）」コースなどを生かし、市民にとって快適な自然景観の育成に努めます。

6-2 地域の景観資源の保全と活用

地域の成り立ちを伝える歴史的建造物や地域の景観を特徴づける学術文化施設等を個性的な地域づくりのための貴重な資源として活用していくため、必要に応じて景観法等に基づく保全の仕組みの活用などに努めます。

6-3 調和とめりはりのある景観の創出と育成

公共施設については、地域に調和するとともに良好な景観づくりの先導的役割を果たすよう魅力的なシンボル景観の創出に努めます。

大規模な開発事業に対しては、事前に協議を行い、良好な景観づくりに向けた誘導を行います。

都市の骨格を形成する幹線道路は、それぞれの道路の性格に応じて街路樹の植栽、電線類の地中化や歩道のデザインの工夫など、魅力ある道路景観の形成に努めます。



三色彩道（藤白台四丁目）



内本町二丁目



景観資源マップ

(平成 26 年 (2014 年) 4 月 1 現在)



7 安心のまちづくり方針

【基本的考え方】

全ての市民が平等に社会に参加し、互いに支え合いながら生活し、安心して社会活動を送れるまちづくりをめざします。

このため、ユニバーサルデザインの理念に基づいて、障がい者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人をはじめ社会生活を送る上でハンディキャップをもつ人を含めた全ての人が自由に移動し、自らの意思で社会に参加できる都市環境の整備に努めます。

また、犯罪や事故の起きにくい都市空間の形成に努めます。

7-1 福祉のまちづくり

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画」など関連する計画に基づき、公共・民間による多様な形態での高齢者・障がい者向け住宅の供給を図るとともに、介護保険施設や障がい者・認知症高齢者グループホームなど多様な住まいの整備について検討します。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスなど必要なサービスの充実に努めます。

子どもにとって快適で安心してのびのびとあそび、学べる居場所づくりのため、既存施設の有効活用や公有地の利活用などによる必要な機能整備に努め、子育てしやすい環境づくり^{*32}をめざします。

7-2 バリアフリー化の推進

誰もが安心して通行できる歩行者空間をめざし、「バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路等の歩道等のバリアフリー化を推進します。また、鉄道駅など公共交通機関にかかわる施設等のバリアフリー化への支援を行います。

道路や公園をはじめとする公共空間において、歩道の確保や段差の解消、防護柵を設置するなど安全性の向上を図り、快適で無理なく歩けるような歩行者空間の形成に努めます。

公共施設や病院、駅など多くの人が利用する施設についても、全ての人が利用しやすいよう空間や情報のバリアフリー化を推進します。

公共交通機関のターミナルや公共施設、道路の主要な交差点付近に周辺地域の案内サインを設置するなど、来訪者にとってもやさしい市街地環境の整備に努めます。

7-3 犯罪や事故の起きにくい市街地環境の整備

公共空間における夜間照明や見通しのよい空間構成の工夫などにより、犯罪や事故の起きにくい環境整備に努めます。

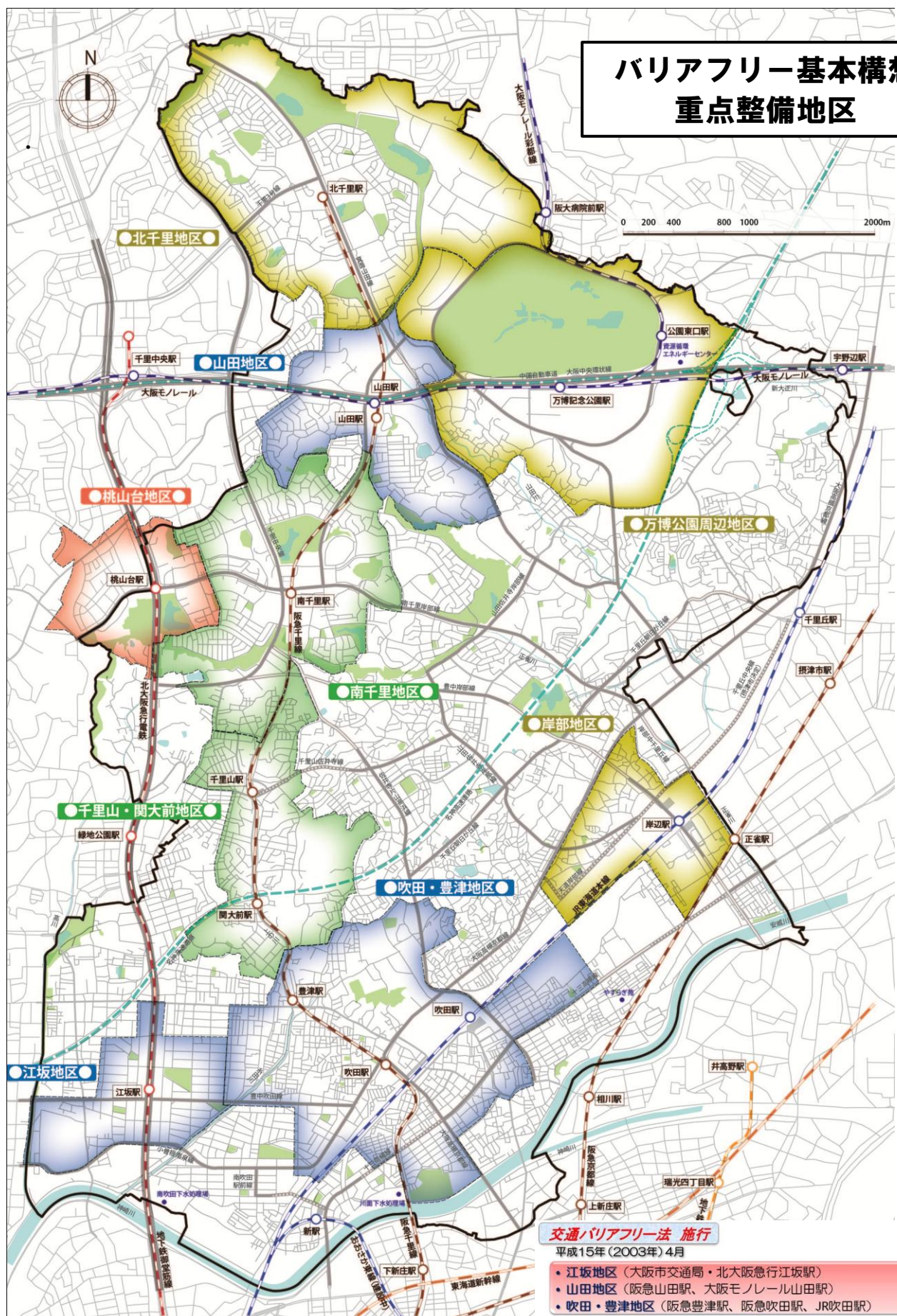
都市施設の整備や管理において防犯性に配慮するなど、市街地の防犯環境の整備に努めます。

情報通信ネットワークの充実や救急医療体制の強化などにより安心して生活ができる市街地環境の整備に努めます。

*32 子育てしやすい環境づくり

「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となる「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定中（平成27年（2015年）3月1日現在）。

バリアフリー基本構想 重点整備地区



バリアフリー基本構想

本市では、平成13年度（2001年度）から、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、市内の9地区14駅を3段階にわけ、バリアフリー基本構想を策定しました。

交通バリアフリー法 施行

平成15年（2003年）4月

- ・江坂地区（大阪市交通局・北大阪急行江坂駅）
- ・山田地区（阪急山田駅、大阪モノレール山田駅）
- ・吹田・豊津地区（阪急豊津駅、阪急吹田駅、JR吹田駅）

平成18年（2006年）3月

- ・桃山台地区（北大阪急行桃山台駅）

平成18年（2006年）12月

- ・千里山・関大前地区（阪急千里山駅、阪急関大前駅）
- ・南千里地区（阪急南千里駅）

バリアフリー新法 施行

平成20年（2008年）3月

- ・岸部地区（JR岸辺駅）
- ・北千里地区（阪急北千里駅）
- ・万博公園周辺地区（大阪モノレール万博記念公園駅、公園東口駅）

8 拠点市街地のまちづくり方針

8-1 都市拠点

【基本的考え方】

都市拠点については、地域ごとの特性に応じた都市機能の集積を図り、拠点にふさわしい市街地の形成をめざします。

①JR 吹田駅周辺

JR 吹田駅周辺は、各種の商業施設や周辺商店街の活性化の動きと連携を図りながら、商店街が地域コミュニティの核として地域になくってはならない存在となるよう商業機能の充実に努め、ふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成をめざします。



JR 吹田駅周辺

②阪急吹田駅周辺

阪急吹田駅周辺は、片山公園周辺を含めた各種の公共施設の集積を生かし、シビックゾーン^{*33}としての都市拠点の形成をめざします。



阪急吹田駅周辺

③江坂駅周辺

江坂駅周辺は、交通利便性や既存の集積を生かしながら、大阪都心部の都市機能との連続性の確保に努め、商業・業務機能が高度に集積するにぎわいのある都市拠点の形成をめざします。



江坂駅周辺

^{*33} シビックゾーン

市役所などの公共施設が集積し、市民生活において中心的な機能を持っている地区。阪急吹田駅周辺には、本市の行政機能の中心である「市役所本庁舎」や、文化振興の拠点施設である「文化会館（メイシアター）」のほか、「中央図書館」、「総合福祉会館」、「保健センター」、「吹田保健所」、「吹田簡易裁判所」などが立地しており、シビックゾーンとしての性格を持っている。

④岸辺駅周辺（岸辺駅及び正雀駅周辺）

吹田操車場跡地周辺においては、都市基盤の整備を促進するとともに、国立循環器病研究センターをコア施設とする都市機能の誘導を図り、環境に配慮した医療クラスターの形成をめざします。

また、商業・サービス機能の誘導などによる岸辺駅から正雀駅間を連担するにぎわいの形成や大学の立地を生かしたまちづくりをめざすとともに、都市計画道路十三高槻線及び豊中岸部線の整備や地下鉄今里筋線の延伸を促進するなど、広域的な役割を果たす都市拠点の形成をめざします。



吹田操車場跡地

⑤万博記念公園周辺

万博記念公園周辺は、大学や病院など高度な学術・研究、医療機関や文化施設などが多く集積しており、また、現在大規模な集客施設やスポーツ施設の建設が進められています。

こうした中、防災拠点としての機能も踏まえながら、文化・スポーツ・レクリエーション拠点として、そのポテンシャルを生かした広域性の高い都市拠点の形成をめざします。



万博記念公園

8-2 地域拠点

【基本的考え方】

地域拠点として位置づけられた各駅周辺においては、周辺の地域資源や土地利用状況など地域の実情を踏まえつつ、生活関連機能や交流機能の立地促進のほか、自転車や歩行者のための空間整備や交通結節機能の強化などに努めます。

①北千里駅周辺

千里ニュータウンの地区センターとして整備された北千里駅及び南千里駅の周辺地区は、現在の市民ニーズに対応した機能の再編やアメニティの向上により、地域の中心としての機能の充実をめざします。

北千里駅周辺は、地域住民や周辺大学の学生などのニーズに対応した商業・サービス機能が立地するにぎわいのある地域拠点の形成をめざします。



北千里駅周辺（千里北地区センター）



南千里駅周辺（千里南地区センター）

②南千里駅周辺

南千里駅周辺は、公共公益施設である千里ニュータウンプラザや商業施設等の集積を生かし、利便性が高く、地域住民の交流の場となる地域拠点の形成をめざします。

③桃山台駅周辺

桃山台駅周辺は、幹線道路に面するなどの立地特性を生かし、交通結節機能の強化を図りながら、利便性の高い地域拠点の形成をめざします。



桃山台駅周辺

④山田駅周辺

山田駅周辺は、阪急千里線と大阪モノレールの駅が近接するターミナル空間としての性格を持っていることから、地域や周辺住民を対象とした商業・業務機能が立地する地域拠点の形成をめざします。



山田駅周辺



山田駅周辺（平成14年（2002年））

⑤千里山駅周辺

千里山駅は、周辺に閑静な住宅地が広がっていることから、地域環境に適した魅力ある商業・サービス機能が立地する地域拠点の形成をめざします。



千里山駅周辺

⑥関大前駅周辺

関大前駅周辺は、周辺の閑静な住宅地と大学の存在が地域を特徴づける重要な要素となっていることから、これらの特性を生かした地域拠点の形成をめざします。



関大前駅周辺

⑦豊津駅周辺

豊津駅周辺は、身近な買い物が快適に楽しめる市街地環境の誘導により、にぎわいのある地域拠点の形成をめざします。



豊津駅周辺

⑧おおさか東線新駅周辺（南吹田地域）

おおさか東線新駅周辺は、駅の設置とあわせて利便性の高い市街地環境の整備を進め、市域南部の新たな玄関口として、駅前にふさわしい魅力的な都市環境の形成をめざします。



おおさか東線新駅周辺

9 地域特性を生かしたまちづくり方針

【基本的考え方】

地域固有の立地や資源の活用、地域の風土とともにはぐくんできた特色ある市街地環境の保全・継承に向け、地域住民、行政など地域に関わる多様な主体の参画・協働によるまちづくりを推進します。

このため、まちづくりに関する情報の提供や相談、専門家派遣等地域におけるまちづくり活動の支援に努めるとともに、必要に応じ、地区計画などの導入についても検討します。

9-1 戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり

(山手町、円山町、千里山、山田西、千里丘 等)

戸建専用住宅を中心としたみどり豊かで落ち着いた住宅地については、良好な住環境を維持するため、必要に応じて地区計画制度や建築協定^{*34} 制度などの活用や開発に対するきめ細かな誘導により良好な住環境の保全と育成を図ります。



千里山西五丁目

9-2 計画的に開発された地域のまちづくり

(江坂、垂水町、南金田、南吹田、上山手町、佐井寺、五月が丘 等)

土地区画整理事業等により計画的に都市基盤整備が行われた市街地については、良好な住環境の維持・保全に努めるとともに、適切な土地利用と良好な景観の誘導をめざします。



佐井寺南が丘

9-3 千里ニュータウンのまちづくり

「千里ニュータウン再生指針」に基づくまちづくりを推進し、優れた住環境を継承することを基本とし、「千里ニュータウンのまちづくり指針」や「住区再生プラン(案)」、地区計画制度や建築協定制度などを活用しながら、良好な住環境の保全と育成を図ります。



高野台三丁目

^{*34} 建築協定

市街地の環境を維持し、よりよいものにしていくため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する建築基準法に基づく協定。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定める。

9-4 地形に起伏のある地域のまちづくり

(片山、佐井寺、千里山、千里丘 等)

千里丘陵の端部に位置する地形に起伏のある地域では、宅地の安全性の向上に努めるとともに、安全で快適な道路空間の確保に配慮しながら、変化のある景観をつくりだす高低差のある地形、それぞれに味わいのある路地、宅地内のみどりなど豊富な地域資源を活用し、個性的で魅力的な地域環境の形成に努めます。



佐井寺二丁目

9-5 歴史的な面影が残る地域のまちづくり

(元町、内本町、高浜町、南高浜町、岸部中、佐井寺、山田 等)

旧集落から発展した古いまちなみの面影が残る地区では、住環境の保全と屋敷や遺跡、社寺などの歴史的資源の継承に努め、ため池などの自然資源の活用を図りながら、趣のある市街地の継承に努めます。



内本町二丁目

9-6 学術・研究・健康・医療のまちづくり

(大阪大学及び同医学部附属病院、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館、国立循環器病研究センター、吹田操車場跡地 等)

本市には、国内有数の大学や研究機関、高度先端医療機関が多く集積しており、充実した学術・研究、健康・医療環境が形成されています。

とりわけ、吹田操車場跡地においては、国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転建替えに伴い、同センターをコア施設とする医療クラスターの形成を促進し、健康・医療のまちづくりを進めるために必要となる環境に配慮した都市基盤施設の整備のみならず、健康寿命の延伸や高齢者の生きがいきづくり、高齢者の力を活用した地域活性化を進めるとともに、「循環器病予防の象徴」となるよう土地利用や機能の誘導を図ります。



国立循環器病研究センター（藤白台五丁目）



吹田操車場跡地

9-7 大学の立地する地域のまちづくり

(大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館)

本市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館があり、全国でも有数の「大学のあるまち^{*35}」です。

大学の存在を本市あるいは地域の資源としてとらえ、みどりの拠点やオープンスペースとしての活用、地域の活性化、人材の育成と交流、教育文化環境の充実など地域イメージの向上に生かし、住民、大学、行政が連携しながら、大学の立地を生かしたまちづくりを進めます。



大阪大学（山田丘）



関西大学(千里山東三丁目)



大阪学院大学（岸部南二丁目）



千里金蘭大学（藤白台五丁目）



大和大学（片山町二丁目）



国立民族学博物館（千里万博公園）

9-8 文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり

(万博記念公園周辺)

万博記念公園は、大阪万博の名残を伝えるとともに、北大阪のみどりの拠点であり様々なイベントが開催されるなど市民に親しまれてきました。

また、大学や病院など高度な学術・研究、医療機関や文化施設などが多く集積しており、災害時には広域避難地としての機能を有しています。

万博記念公園周辺にはすでに多くの広域的な都市機能が集積していますが、南側エリアで建設が進む大規模な集客施設やスポーツ施設の完成後には、これまで以上に国内外から多くの観光客の来訪が予想されます。

こうした中、地域の特性や周辺環境の変化などを踏まえながら、そのポテンシャルを生かした魅力的で広域性の高い、文化・スポーツ・レクリエーション拠点の形成をめざします。

9-9 幹線道路沿道地域のまちづくり

(御堂筋線沿道、十三高槻線沿道、大阪高槻京都線沿道、南千里岸部線沿道、豊中岸部線沿道、箕面山田線沿道 等)

広域軸や地域軸を形成する道路などの幹線道路の沿道地域では、周辺地域との調和に配慮しつつ、交通アクセスの利便性を生かした幹線道路沿道にふさわしい土地利用及び景観形成の誘導に努めます。



都市計画道路大阪高槻京都線

^{*35} 大学のあるまち

本市には、5大学1研究機関が立地しており、産業・教育・文化・まちづくりなどの分野で地域連携を推進するため、各大学と吹田市との間で「連携協力に関する基本協定」を締結している。

9-10 工場のある地域のまちづくり

（神崎川沿い、JR 東海道本線沿い、十三高槻線沿道、大阪高槻京都線沿道 等）

大規模工場が立地する地域では、工場が操業していくための環境保全をめざします。

工場等と住宅が混在している地域では、既存の産業機能と居住機能が共存する市街地環境の誘導をめざします。

大規模な工場や倉庫、流通施設などの土地利用転換に際しては、その動向に応じて適切な都市機能の誘導に努めます。



神崎川沿い

9-11 大規模な公園・緑地周辺地域のまちづくり

（紫金山公園、中の島公園、片山公園、千里北公園、千里南公園、桃山公園、万博記念公園、千里緑地、服部緑地周辺）

大規模な公園・緑地の周辺地域では、公園・緑地のまとまったみどりとため池、農地、斜面緑地、街路樹や敷地内のみどりなどによって生物生息空間のネットワーク化を図り、潤いのある市街地環境の形成を図ります。

9-12 河川周辺地域のまちづくり

（神崎川周辺、安威川周辺、糸田川周辺、高川周辺 等）

河川周辺の地域では、生態系に配慮するとともに、水辺へのアクセス性の向上などにより親水性の確保に努め、周辺に整備されている緑道や緑地を活用しながら、人と河川とのふれあい空間の形成に努めます。



糸田川周辺

9-13 農地が残る地域のまちづくり

（春日、千里山、山田 等）

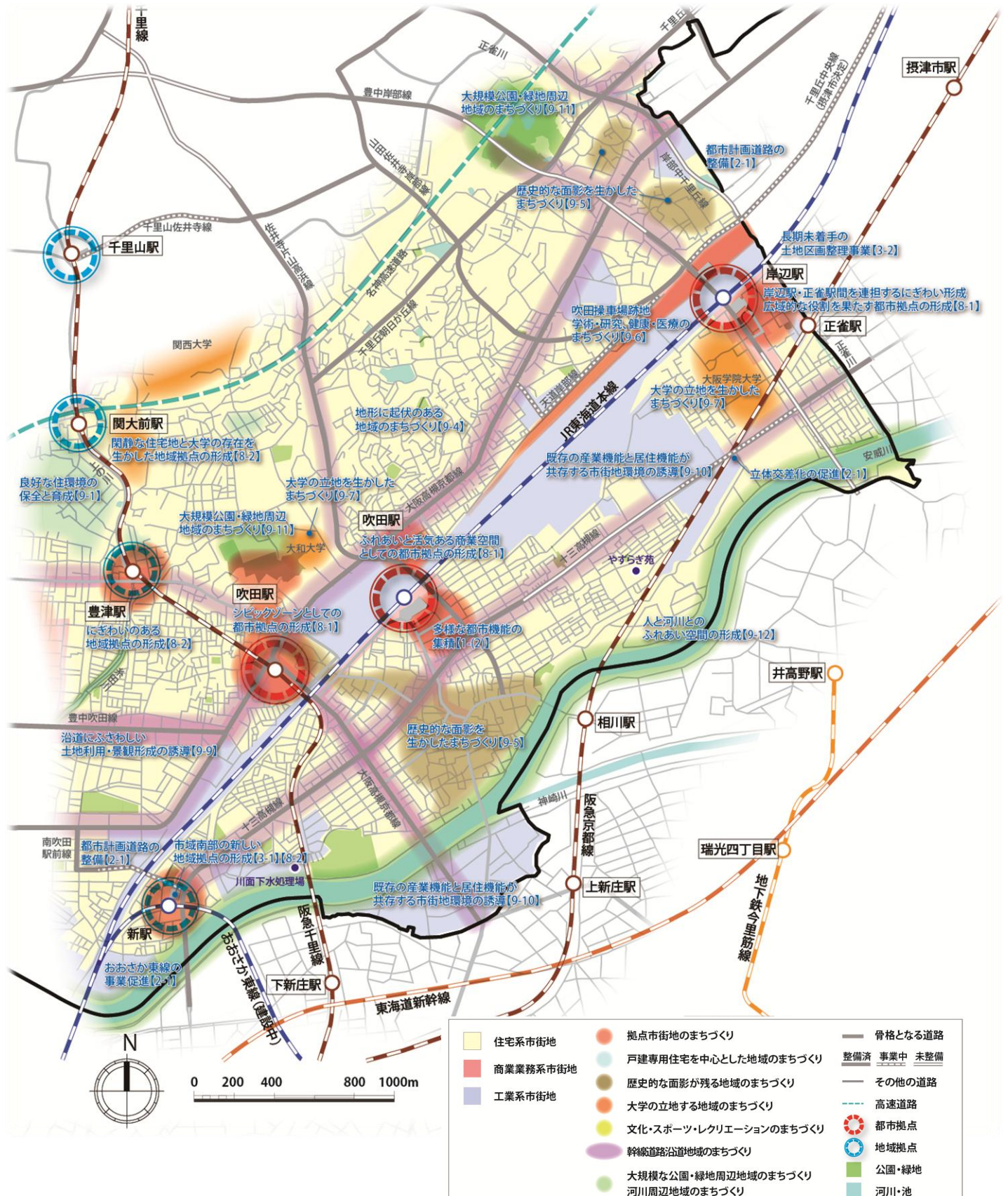
農地については、市街地に残る貴重なみどりとして、その延焼遮断帯や生物の生息空間などの機能を評価するとともに、「市民農園」などによる有効活用に努め、周辺と調和した景観形成など、良好な市街地形成の誘導に努めます。



春日一丁目

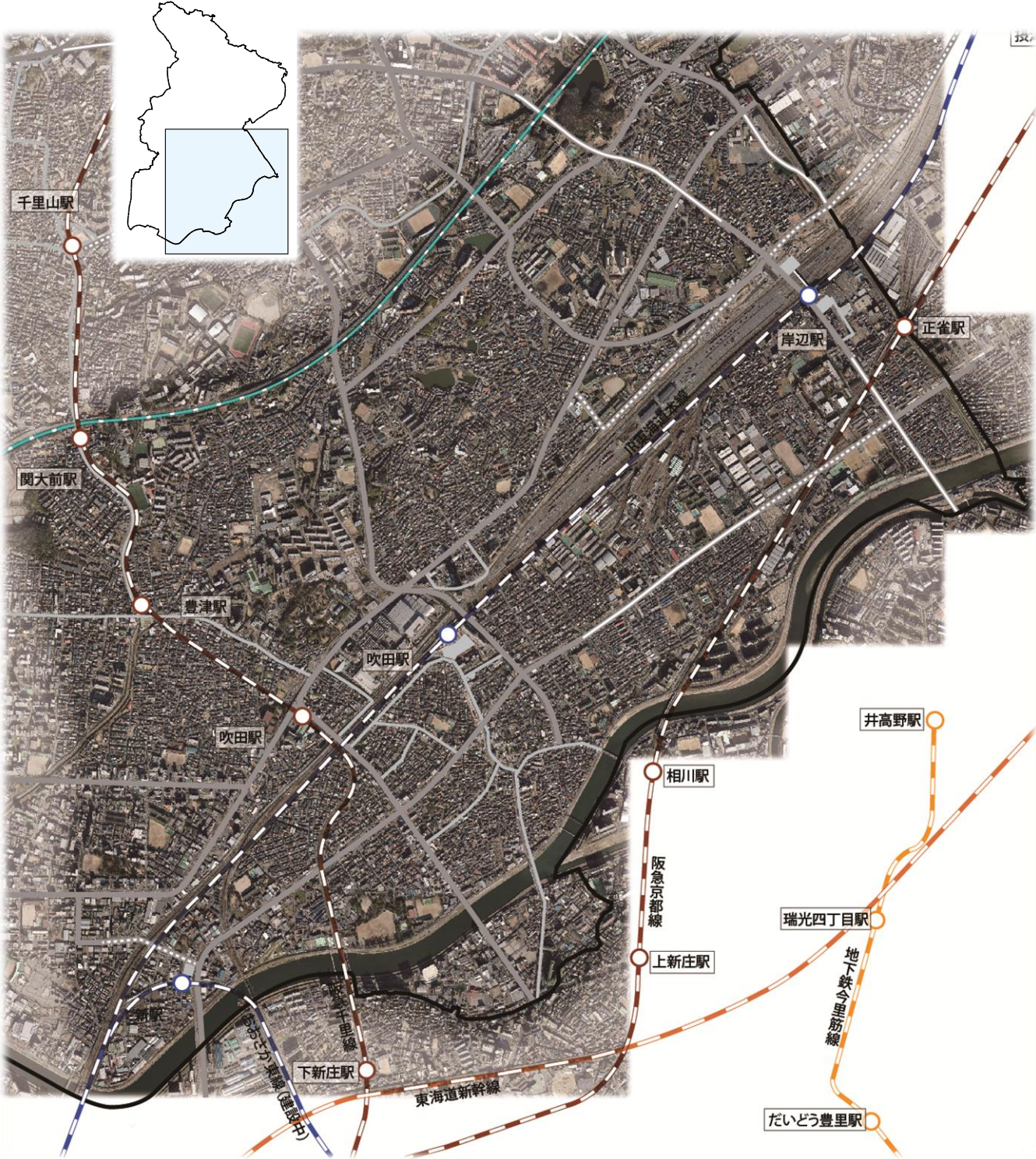
10 地域別索引図

10-1 阪急吹田駅・JR吹田駅・岸辺駅周辺



【 】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

航空写真



平成 26 年（2014 年）1 月撮影

10-2 江坂・豊津・南吹田周辺

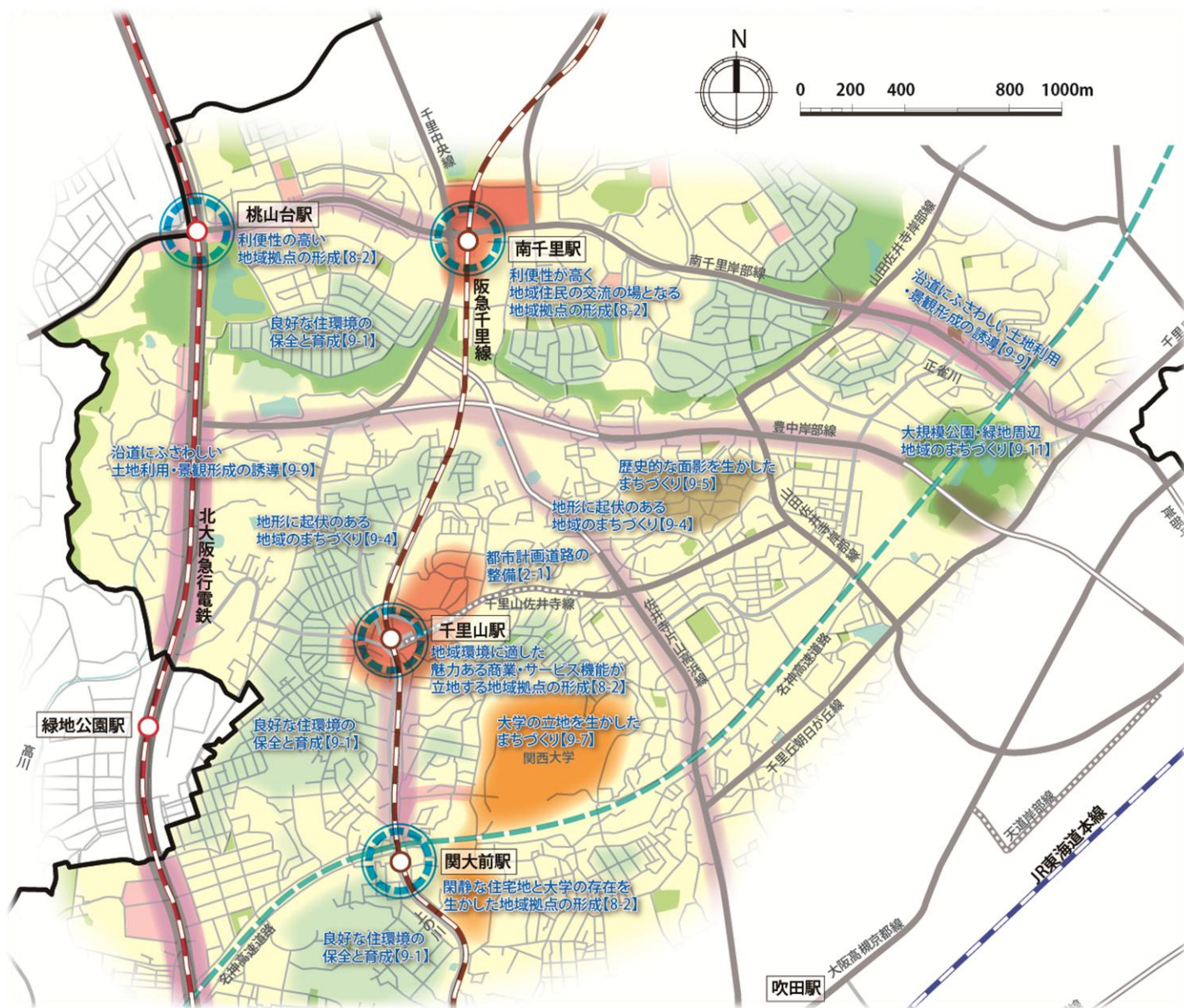


航空写真



平成 26 年 (2014 年) 1 月撮影

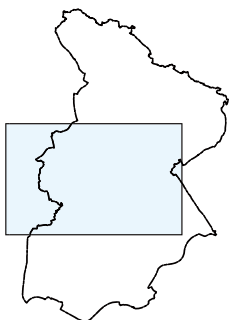
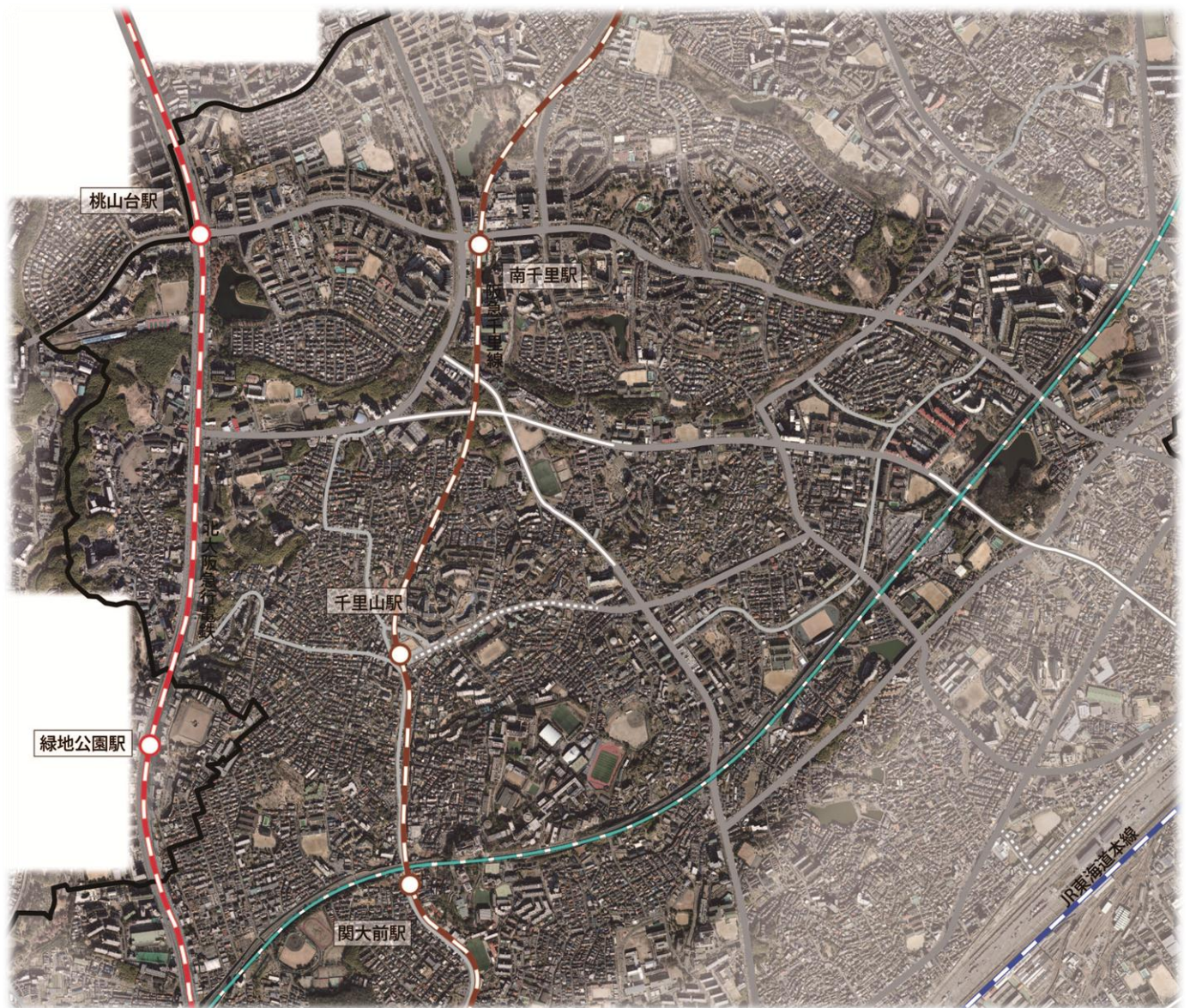
10-3 千里山・佐井寺周辺



住宅系市街地	拠点市街地のまちづくり	骨格となる道路
商業業務系市街地	戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり	整備済 事業中 未整備
工業系市街地	歴史的な面影が残る地域のまちづくり	その他の道路
	大学の立地する地域のまちづくり	高速道路
	文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり	都市拠点
	幹線道路沿道地域のまちづくり	地域拠点
	大規模な公園・緑地周辺地域のまちづくり	公園・緑地
	河川周辺地域のまちづくり	河川・池

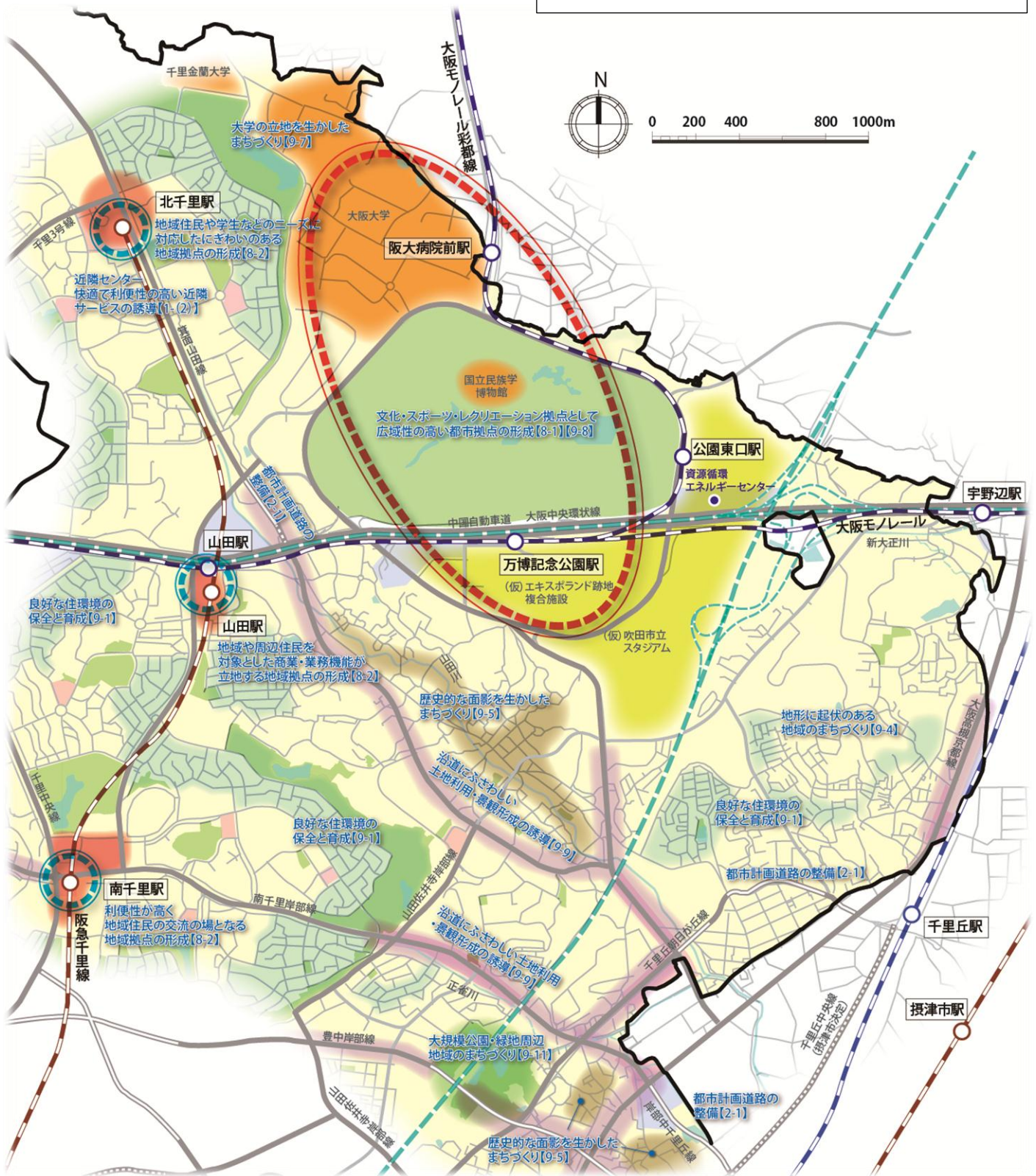
【 】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

航空写真



平成 26 年 (2014 年) 1 月撮影

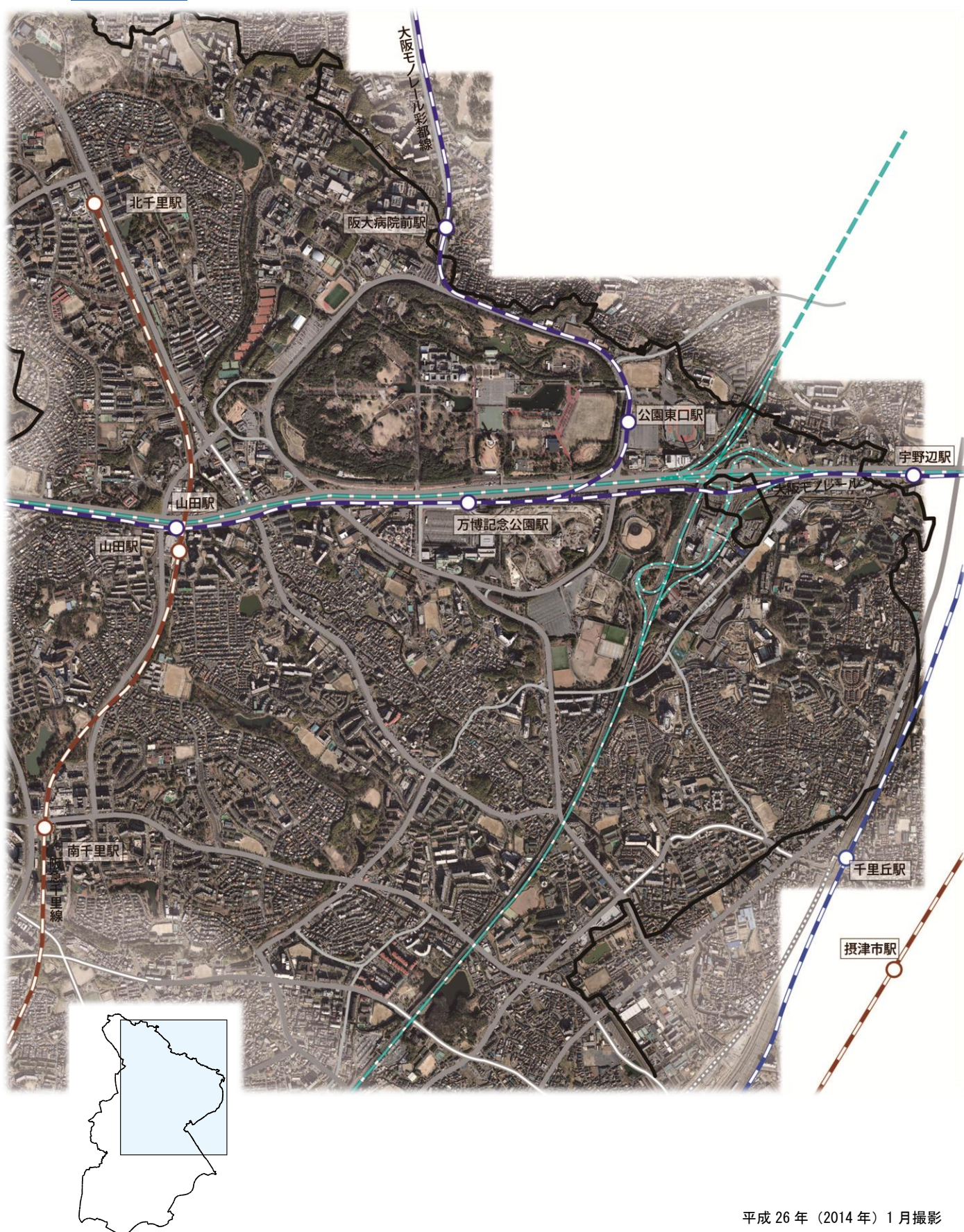
10-4 山田・千里丘・万博記念公園周辺



住宅系市街地	拠点市街地のまちづくり	骨格となる道路
商業系市街地	戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり	整備済 事業中 未整備
工業系市街地	歴史的な面影が残る地域のまちづくり	その他の道路
	大学の立地する地域のまちづくり	高速道路
	文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり	都市拠点
	幹線道路沿道地域のまちづくり	地域拠点
	大規模な公園・緑地周辺地域のまちづくり	公園・緑地
	河川周辺地域のまちづくり	河川・池

【 】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応

航空写真



平成 26 年 (2014 年) 1 月撮影

10-5 千里ニュータウン周辺



住宅系市街地	拠点市街地のまちづくり	骨格となる道路
商業業務系市街地	戸建専用住宅を中心とした地域のまちづくり	整備済 事業中 未整備
工業系市街地	歴史的な面影が残る地域のまちづくり	その他の道路
	大学の立地する地域のまちづくり	高速道路
	文化・スポーツ・レクリエーションのまちづくり	都市拠点
	幹線道路沿道地域のまちづくり	地域拠点
	大規模な公園・緑地周辺地域のまちづくり	公園・緑地
	河川周辺地域のまちづくり	河川・池

【 】内の番号(例:9-1等)は、これまでに記載したまちづくり方針の掲載番号に対応



平成 26 年 (2014 年) 1 月撮影

終章 都市計画マスタープランの推進

1 協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、市全体及び地域の長期的な目標として都市空間の将来像を示すとともに、まちづくりの方向性についてとりまとめたものです。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりは、市民、事業者、専門家等や行政などのまちづくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担のもとで相互に協働して進めていく必要があります。

市は、「総合計画」によるまちづくりを進める上で、市街地の基本的な都市基盤を整えるため、「都市計画マスタープラン」に沿って土地利用誘導やインフラ施設など具体的な都市計画を決定するとともに、「総合計画」に示す基本構想・基本計画・実施計画や他の分野別計画に基づいて関連する施策を推進します。

また、地域独自のルールづくりなど住民主体のまちづくり活動に対して、これまで蓄積してきた本市のまちづくりに関する様々な情報やノウハウの提供、専門家等のアドバイザーの派遣などを通じて支援するなど、地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

2 「地区まちづくり構想」の策定

都市計画はその実現に長期間かかるものも多くある一方で、社会経済情勢の変化や地区ごとの様々な課題に対して、迅速かつ柔軟な対応が求められる側面があります。

そのため、まちづくりに関わる多様な主体が活用できるよう、住民が熟議を重ねてまとめたまちづくり構想などを必要に応じて都市計画マスタープランに位置づけていくことも重要です。今回、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応する場合の新たな仕組みとして「地区まちづくり構想」を創設します。

2-1 「地区まちづくり構想」の創設

「地区まちづくり構想」は、住民等の発意により、一定のまとまりを持った地区を対象に、地区の将来像やまちづくりの方針等を定めた構想を、随時、都市計画マスタープランに位置づける新たな仕組みとして創設します。

「地区まちづくり構想」を策定し、都市計画マスタープランに位置づけた後は、都市計画として支援することにより、その地区の将来像の早期実現に向けたまちづくりを推進していきます。

2-2 「地区まちづくり構想」の留意点

「地区まちづくり構想」は、本マスタープランに即したものであるとともに、本市の計画や関連する施策と整合が図られたものとします。

住民や事業者等が発意する場合には、当該地区の住民等の間で一定の合意形成が図られていることを前提とします。

「地区」とは、多様な主体の参加で創られた将来像を持ち、都市計画の支援などによってまちづくりを推進していく地区をいい、町内や小学校区など、適切なまとまりのある空間の範囲が考えられます。

2-3 都市計画マスタープランへの位置づけ

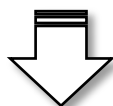
「地区まちづくり構想」は、都市計画マスタープランの一部として位置づけるものとし、必要に応じて追加・見直しを行います。

都市計画マスタープランに位置づける流れとしては、概ね以下の進め方を基本とし、策定後は地区でのまちづくりの展開を支援します。

地区まちづくり構想の発意・検討段階

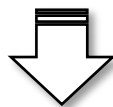
まちづくりを発意する住民等の主体は、地区の課題や方向性について、開かれた議論のもと十分な共有を図ったうえで、地区のまちづくりの方向性やビジョン、目標、将来像などについてまとめた「地区まちづくり構想(案)」を策定します。

「地区まちづくり構想(案)」の策定にあたっては、市は、行政情報の提供やまちづくりの進め方のアドバイス、専門家の派遣など、適切な支援を行います。



地区まちづくり構想の策定段階（都市計画マスタープランへの位置づけ）

策定された「地区まちづくり構想(案)」の内容について、市は、その公共性や吹田市全体のまちづくりの方向性との整合などを検証し、都市計画審議会の議を経て、都市計画マスタープランの一部である「地区まちづくり構想」として策定します。



地区でのまちづくりの展開段階

「地区まちづくり構想」を策定した地区では、構想に定めた内容を実現するため、地区独自のルールづくりなどについて検討を進めます。

市は、このようなまちづくり活動の段階において、地区計画や景観形成地区、建築協定、任意協定など、地区の実情に応じたルールの策定などを協働により進めるとともに、情報の提供や専門家の派遣等の支援を継続的にを行います。

3 まちづくりの評価と見直し

都市計画マスタープランは、長期的な目標として都市空間の将来像の実現をめざすものですが、目標年次には、平成 16 年(2004 年)の策定以降のまちづくりの成果を検証するとともに、本市を取り巻く様々な動向を踏まえ、第 2 次都市計画マスタープランを策定します。

しかしながら、一方で目標年次である平成 36 年(2024 年)までの 10 年間に、社会経済情勢の変化や上位関連計画の改定、新たな制度への対応など、見直しの必要性が生じた場合には、長期的な目標との整合に留意しながら適宜見直しを行うものとします。

見直しに必要となるまちづくりの成果の検証に向けて、都市計画基礎調査など様々な調査・検討を通じて客観的なデータの蓄積に努めます。

用語一覧

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology) *16 (P11)

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

アンケート調査 *21 (P13)

「吹田市都市計画マスタープランの見直しに関するアンケート調査結果」(平成 25 年(2013 年) 2 月)。

おおさか東線 *17 (P12,21,28,36,49)

新大阪駅から久宝寺駅に至る大阪東部を南北に結ぶ約 20.3km の鉄道の新路線。建設主体は大阪外環状鉄道株式会社。平成 20 年(2008 年) 3 月に南区間(放出駅～久宝寺駅間)が開業しており、平成 30 年度(2018 年度)末に全線開業予定。

【か行】

関西イノベーション国際戦略総合特区 *14 (P9)

規制緩和や税制優遇により国際競争力の高い産業を育てようと、総合特別区域法に基づき、政府が全国 7 地域を指定した国際戦略総合特区の一つ。大阪、京都、兵庫 3 府県と大阪、京都、神戸 3 市が新エネルギーや医薬品などの製品開発や研究促進を狙い共同申請した。

企業立地促進法 *15 (P9,11,23)

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の略称。地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としている。この法律に基づき、地域の特色を生かした産業集積のための基本計画を都道府県・市町村が策定し、地域の特性・強みを生かした企業立地の促進を通して地域産業の活性化を目指す。

拠点市街地 *22 (P17,20,21,27,36,46)

都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能などが集積する市街地。

建築協定 *34 (P50,65)

市街地の環境を維持し、よりよいものにしていくため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する建築基準法に基づく協定。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定める。

高度地区 *18 (P4,12)

市街地の環境の維持、または土地利用の促進を図るために、建築物の高さの最高限度もしくは最低限度を定める、都市計画の地域地区の一種。

子育てしやすい環境づくり *32 (P44)

「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となる「吹田市子ども・子育て支援事業計画」を策定中(平成 27 年(2015 年) 3 月 1 日現在)。

コミュニティバス *27 (P28)

地方自治体などが地域住民の移動手段の確保や観光拠点等の循環などを目的に、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして運行するバス。本市では、千里丘地区（JR 千里丘駅、大阪モノレール宇野辺駅など）を「すいすいバス」が循環運行している。

【さ行】

市域面積 *10 (P6)

平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在の市域面積は 36.09 ㎢（平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調平成 27 年（2015 年）3 月 6 日国土地理院公表）。

市街地開発事業 *9 (P4,36,37)

既成市街地の機能更新及び健全な市街地形成のための総合的なまちづくり事業。ここでは、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業や都市再開発法に基づく市街地再開発事業などをさす。

市街地再開発事業 *11 (P7)

建物の老朽化が進み防災上の課題や市街地の機能低下などの課題がある市街地において、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため都市再開発法に基づいて行う市街地開発事業。

シビックゾーン *33 (P46)

市役所などの公共施設が集積し、市民生活において中心的な機能を持っている地区。阪急吹田駅周辺には、本市の行政機能の中心である「市役所本庁舎」や、文化振興の拠点施設である「文化会館（メイシアター）」のほか、「中央図書館」、「総合福祉会館」、「保健センター」、「吹田保健所」、「吹田簡易裁判所」などが立地しており、シビックゾーンとしての性格を持っている。

将来人口推計 *13 (P8)

将来人口推計報告書（吹田市・平成 24 年（2012 年）3 月）による推計。

生産緑地地区 *28 (P30)

良好な都市環境の形成を目的に緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するために指定する地区。

全戸水洗化 *29 (P32)

平成 25 年度（2013 年度）末現在の公共下水道人口普及率は 99.9%。

総合計画 *2 (P3,4,11,64)

市の最上位計画として策定される行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画（自治基本条例第 25 条）。現行の総合計画は、平成 18 年度（2006 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 15 年間を計画期間とする第 3 次総合計画。

【た行】

大学のあるまち *35 (P52)

本市には、5 大学 1 研究機関が立地しており、産業・教育・文化・まちづくりなどの分野で地域連携を推進するため、各大学と吹田市との間で「連携協力に関する基本協定」を締結している。

地域地区 *26 (P23,36)

土地利用に計画性を与え、土地の合理的な利用を図るため、建物の用途や形態、構造等に対する一定の制限を都市計画で定めるもの。用途地域、防火地域、高度地区、風致地区、景観地区などがある。

地区計画 *6 (P4,12,18,23,36,50,65)

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民等の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設（地区施設）の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届出が必要になる。

特別用途地区 *19 (P12)

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため定める地区。

都市機能 *23 (P17,19,20,21,23,24,36,46,47,52,53)

居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

都市拠点 *25 (P20,36,46,47)

商業、業務をはじめとする様々な都市機能が集積し、市民や企業の活動が活発に展開される場。

都市空間 *3 (P1,3,5,20,23,36,42,44,64,66)

都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース（道路空間やみどり空間など）に区分される。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン） *4 (P4,11)

一体の都市として整備、開発及び保全する区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）をはじめとした都市計画の基本的な方針として定めるもの（都市計画法第6条の2）。本市を含む北部大阪都市計画区域については平成23年(2011年)に大阪府が改定している。

都市計画審議会 *1 (P1,3,65)

都市計画法に基づき、都市計画に関する事項の調査審議を行うため、都道府県及び市町村に置かれる。本市では条例により、学識経験者、議会の議員、関係行政機関、及び住民で構成されている。

都市施設 *7 (P4,26,34,36,44)

道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。

土地区画整理事業 *8 (P4,7,8,12,18,36,37,50)

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。

【は行】

ヒートアイランド現象 *24 (P19,30,41)

都市の中心部の気温が周辺部に比べて島状に高くなる現象。

主な原因として、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）の3つが挙げられる。

被災市街地復興推進地域 *31 (P38)

大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進するために定める地域。平成7年(1995年)に制定された被災市街地復興特別措置法に基づき市町村が指定する。

平成26年(2014年)12月末現在の人口 *12 (P8)

住民基本台帳による本市の人口は362,845人。

防火地域・準防火地域 *20 (P4,12)

耐火性の高い建物を誘導し、市街地の防災性を高めるために定める都市計画の地域地区の一種。防火地域あるいは準防火地域内では一定規模以上の建物は耐火構造にしなければならない。

【や行】

用途地域 *5 (P4,11,12)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、地域に応じて建築物の用途や形態等についての一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。

溶融スラグ *30 (P34)

焼却灰や焼却飛灰を灰溶融炉で溶かしてできる、非常に硬く黒いガラス質の粒状のもの。砂などの代用品として、コンクリートの骨材や歩道などの路盤材（下地材料）、タイル・ブロックなどの材料として有効活用できる。

吹田市
平成27年(2015年)3月